

## 参考資料

1. 上位・関連計画等の整理
2. 雫石町4地区別地域づくり計画に見る各地域の特色(強み)
3. 町民意識調査・実態調査等の結果
4. 計画策定の経緯
5. 雫石町地域公共交通活性化協議会設置要綱
6. 雫石町地域公共交通活性化協議会委員名簿

## 1. 上位・関連計画等の整理

### (1) 第三次雫石町総合計画

#### ①基本構想

町民一人ひとりがまちづくりに参画し、「ふるさと しずくいし」を未来につないでいくため、「協働」を理念とし、「協働のまちづくり」をすべての分野に共通する視点として構想の推進を図るものです。

【策定年度】令和元年度

【計画期間】令和2年度から令和9年度までの8年間

【計画記載内容】

第3章 政策の方向性

2 町土地利用の基本方針

(1)基本方針

1)人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい土地利用

移住・定住の促進に努めるとともに、地域を支える拠点と町の拠点となる市街地のネットワークを充実させ、コンパクト・プラス・ネットワーク(※)の実現を目指します。

※コンパクト・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。

#### ②前期基本計画

まちの将来像である「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を実現するための基本的な方向について定めた前期4年間の計画であり、各分野における実現手段を体系化し、町民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針となるものです。

【策定年度】令和元年度

【計画期間】令和2年度から令和5年度までの4年間

【計画記載内容】

**施策大綱3《産業分野》** 「産業を通じて豊かさを実感し笑顔で稼ぐまち」

**基本施策3-2** 「地域の魅力ある観光資源を「観て」「触れ」「学び」「遊ぶ」まちづくりをします」

**施策3-2-1** 「観光資源の環境整備と二次交通を充実します」

路線バスの廃線に伴い新たな交通手段について、雫石駅からのバス、タクシー、レンタカー等の二次交通ネットワークの整備、充実や町内周遊に向けたオンデマンド型交通の導入を検討し、町内外のアクセスを改善します。同時に海外個人旅行者に対応した交通体制の充実を図ります。

**施策大綱5《安全安心分野》** 「みんながつながって安全に住めるまち」

**基本施策5-3 「快適で暮らしやすいまちづくりをします」**

**施策5-3-4 「利便性の高い交通体系を整備します」**

①持続可能な公共交通体系の確立

まちづくり、地域づくりに直結する公共交通体系全体のあり方を示し、計画的に総合的かつ横断的な対策と整備が行える環境を整えます。

②生活交通事業の充実

交通弱者や日常生活を支える交通移動手段確保のため、あねっこバスを主体とする生活交通サービスの利便性を高めます。

**(2) 第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略**

本町における人口の現状を分析し、今後の展望を示すため平成27年10月に策定された「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を踏まえ、その実行計画としての役割を持ち、地域課題の総合的解決と地方創生の実現を目指す指針として、国及び県の総合戦略等を勘案して特に人口減少問題に対応するために策定した計画です。

【策定年度】令和元年度

【計画期間】令和2年度から令和6年度までの5年間

【計画記載内容】

**基本目標1** いきいきと仕事のできるまちづくり

**基本的方向** (ウ)観光業の振興

**施策** ④観光資源の発掘と環境整備

**具体的な取り組み**

アクセス情報の充実と観光二次交通網の整備による観光客の利便性向上と周遊観光システムの構築

《KPI》

KPI(重要業績評価指標)	平成30年度	令和6年度
県外からの観光客数	928,326人	1,300,000人

**基本目標2** 誰もが住みやすいまちづくり

**基本的方向** (ウ)魅力的で快適な生活環境の提供

**施策** ①生活環境の充実と利便性が高い地域交通手段の確保

**具体的な取り組み**

- ・鉄道や路線バス等、公共交通システムの利便性の向上
- ・あねっこバスの事業拡大による生活交通対策の充実

《KPI》

KPI(重要業績評価指標)	平成30年度	令和6年度
公共交通の満足度	24.4%	40.0%

### (3) 国土利用計画第三次雫石町計画

町土は、現在及び将来において、町民のための限られた資源であるとともに、日常生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。

このため、町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うこととしています。

【策定年度】平成 30 年度

【計画期間】平成 31 年度から令和 9 年度までの 8 年間

【計画記載内容】

第 1 章 町土の利用に関する基本構想

3 町土利用の基本方針

(1) 人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい土地利用

人口減少が進行している地域について、地域のコミュニティ機能や宅地、農地、森林等の管理水準の低下を防ぐため、移住・定住の促進に努めるほか、旧町村単位の特性を活かした地域づくりを支える地域拠点と、必要に応じて旧小学校区単位で設立する地域活性化拠点を結ぶネットワークを充実させ、拠点性を有する市街地と農山村の相互の機能分担を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

### (4) 雫石都市計画マスタープラン

概ね 20 年後の長期的な展望に立った「目指すべき町の姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示し、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となる計画です。全体構想として町全体の土地利用及び交通体系形成の方針を、また地域別構想として各地域について都市機能の方針を定めています。

【策定年度】平成 30 年度

【計画期間】平成 31 年から令和 20 年までの 19 年間

【計画記載内容】

[全体構想]

第 3 章 まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

都市計画区域内の用途地域の指定のない白地地域については、土地利用の状況等を考慮しつつ、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基いたまちづくりを図っていきます。

2. 交通体系形成の方針

(2) 公共交通の整備方針

① バス

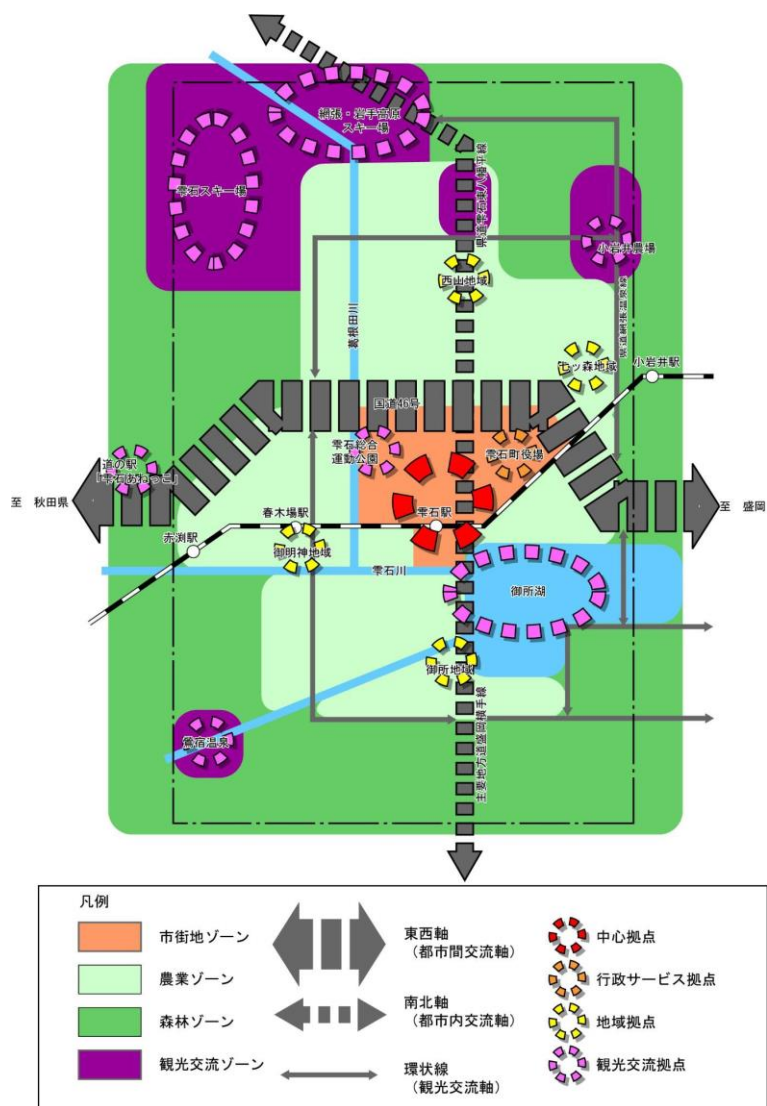
本町と盛岡市等をつなぐ広域的移動手段として路線バスがその機能を持っていますが、町内路線については、平成16年のバス事業者の路線廃止により新たに導入したあねっバス(デマンドバス)が住民生活の交通手段として役割を果たしています。そのため、利用者のニーズに合わせた運行体制の見直しと利便性の向上に向けた整備を進めていきます。

また、町内の旅館や民宿等の宿泊施設で所有する送迎バス等の地域資源を活用したスクールバス運行を引き続き進めていきます。

## ②鉄道

雫石駅は、通勤通学の利用者や本町を訪れる観光客の玄関口であることから、鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性向上と、身体の不自由な人や子どもから高齢者まで全ての人安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した駅舎の維持・改善、駅周辺環境整備等を図っていきます。

また、雫石駅は、町内外をつなぐ鉄道の交通結節点であり、観光客やビジネス客等の町内各地への移動の利便を向上させるため、雫石駅からの二次交通システムの構築に努めていきます。



[地域別構想]

第1章 雫石地域

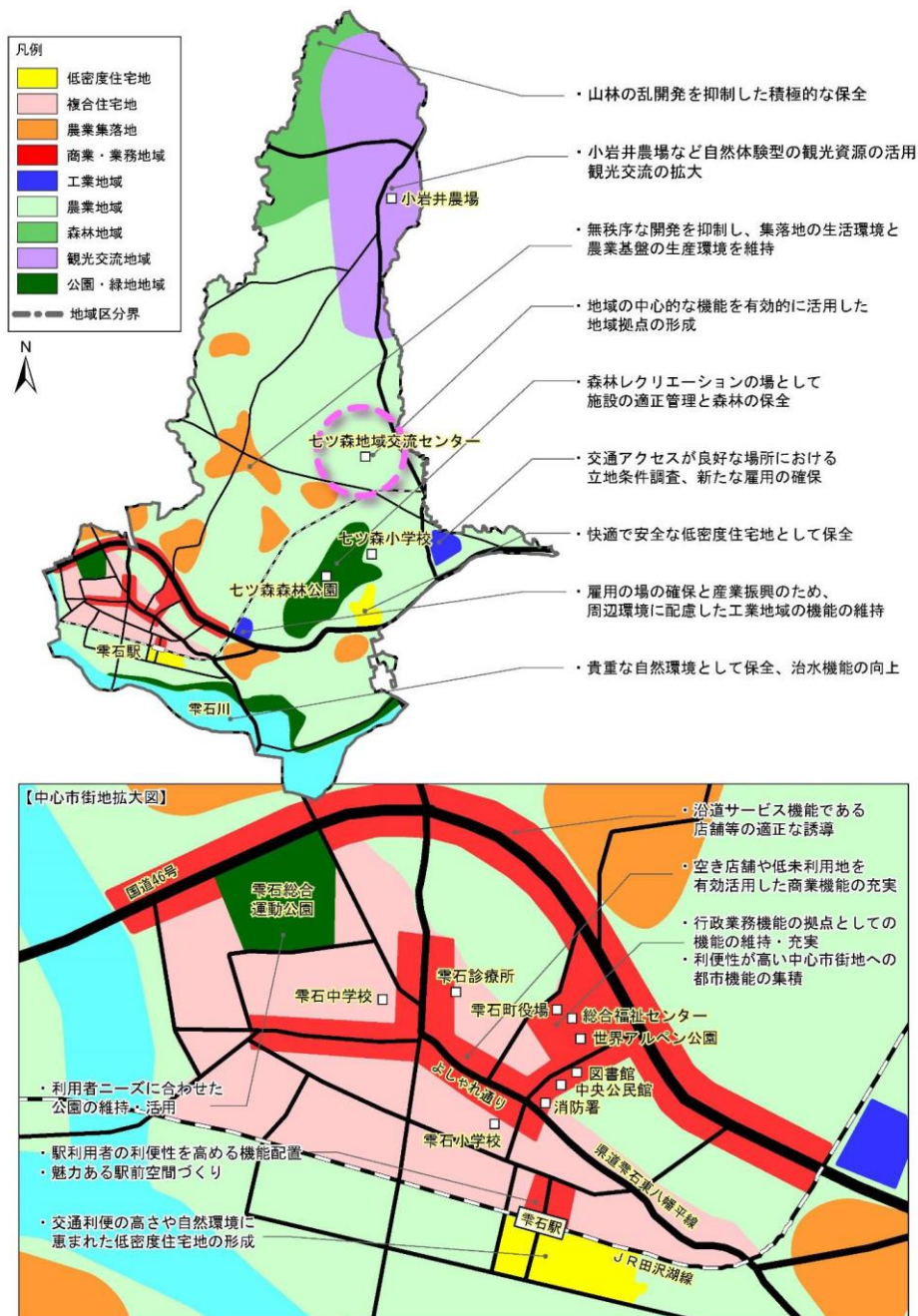
4. 雫石地域のまちづくりの方針

(2) 都市機能の方針

① 交通施設

Ⅰ. 公共交通の整備

本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直し等、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図っていきます。





第2章 御所地域

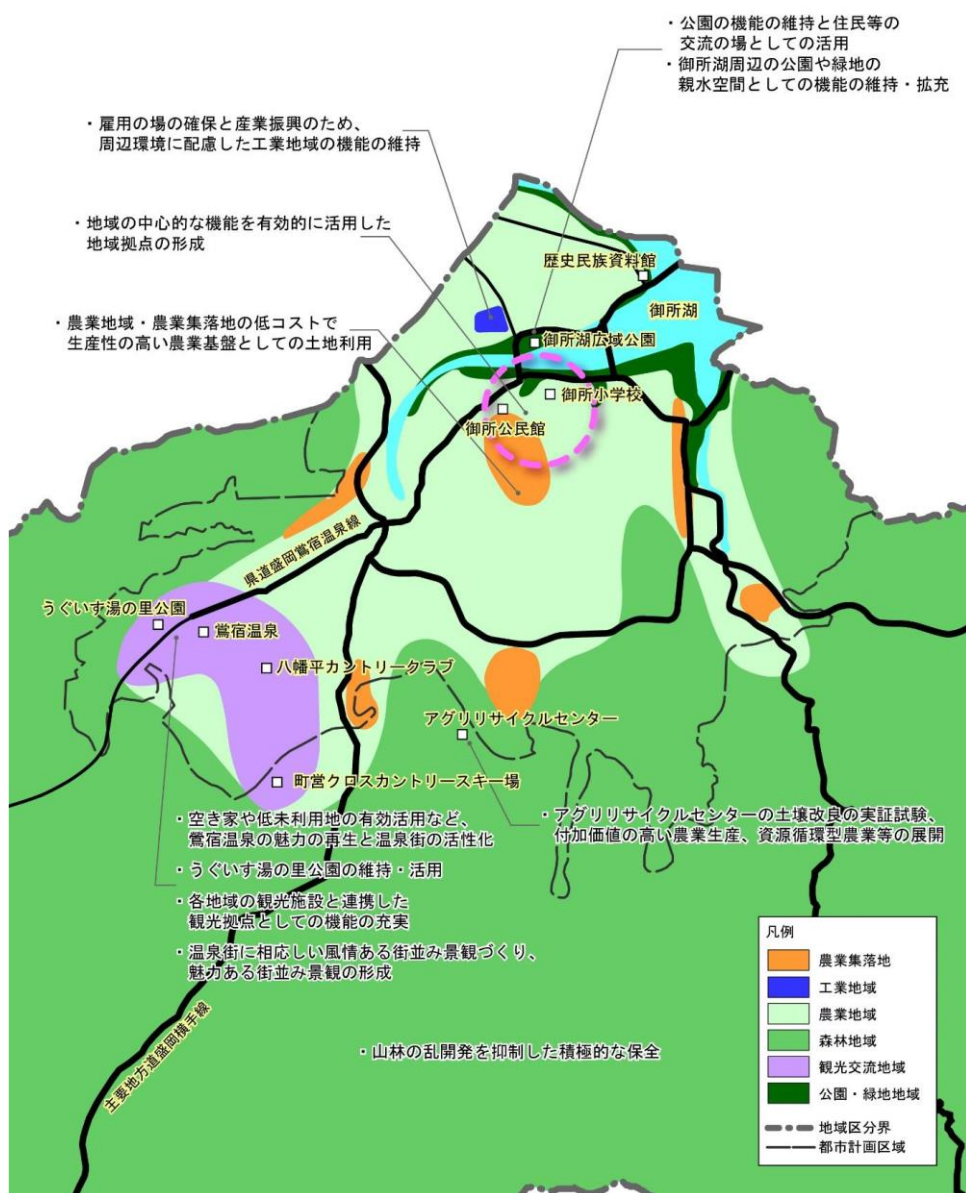
4. 御所地域のまちづくりの方針

(2) 都市機能の方針

① 交通施設

エ. 公共交通の整備

本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直し等、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図っていきます。



### 第3章 御明神地域

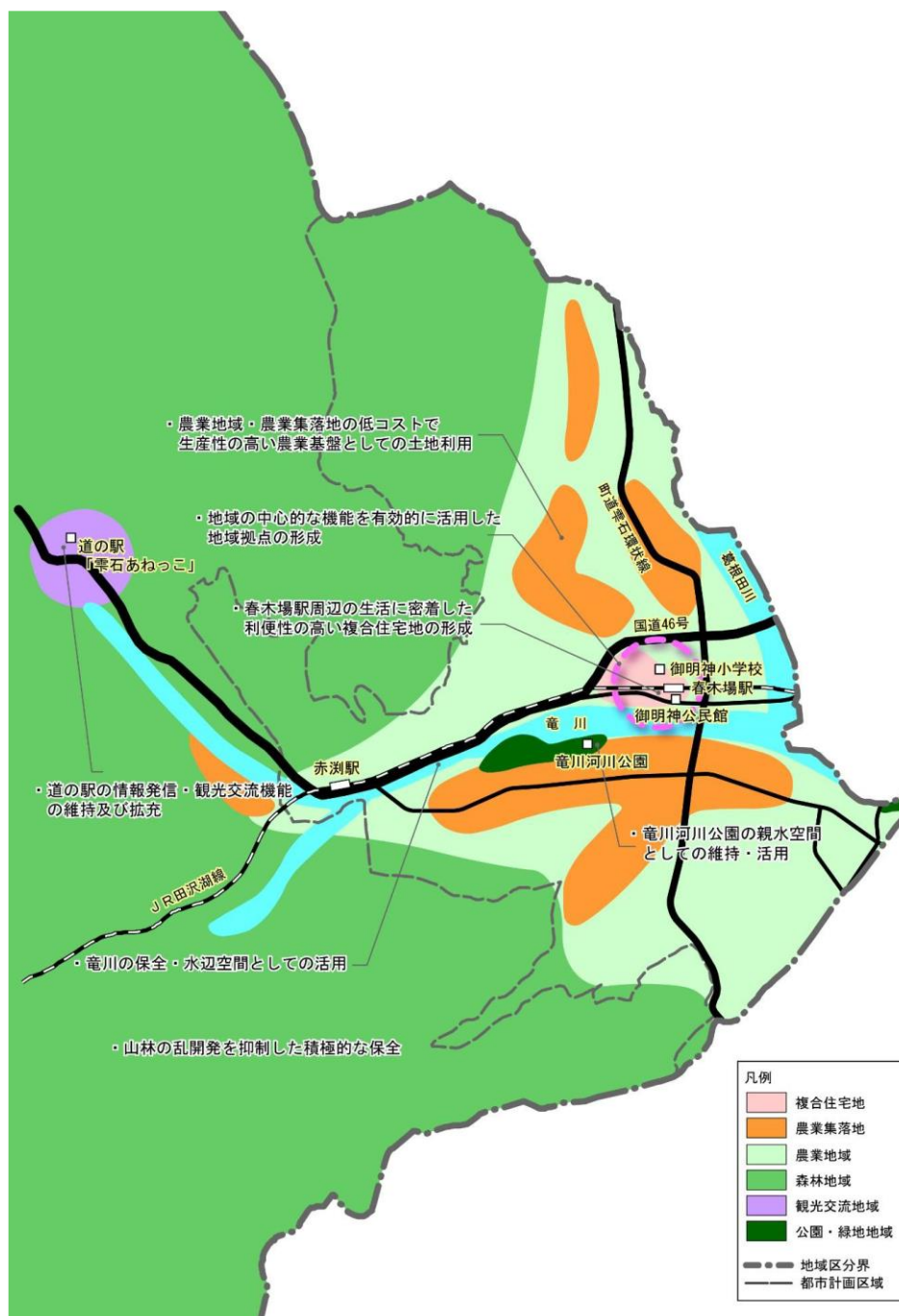
#### 4. 御明神地域のまちづくりの方針

##### (2) 都市機能の方針

##### ① 交通施設

##### エ. 公共交通の整備

本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直し等、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図っていきます。





第4章 西山地域

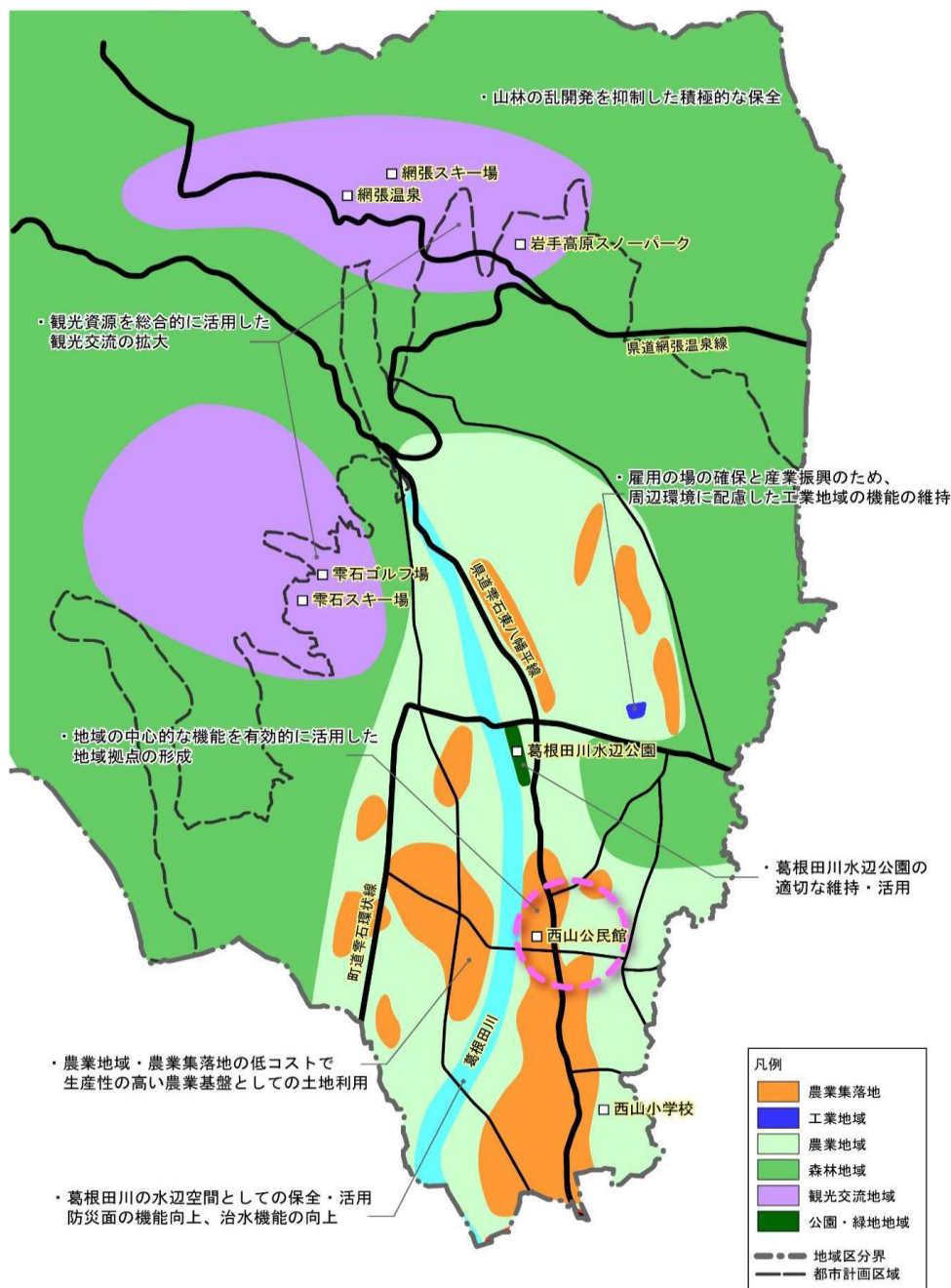
4. 西山地域のまちづくりの方針

(2) 都市機能の方針

① 交通施設

エ. 公共交通の整備

本町全域を対象に運行しているあねっこバスは、利用者のニーズに対応した運行経路の改善や停留所の見直し等、住民の日常生活における公共交通手段のさらなる充実を図っていきます。



## 2. 雫石町4地区別地域づくり計画に見る各地域の特色(強み)

### ○雫石地域

- ・町の都市機能が集中していますが、少し歩けば桜並木やホテルが見える場所もあり、自然と都市機能の両方を備えた素晴らしい生活環境です。
- ・町民運動会などのスポーツ行事が盛んで、また、町総合運動公園や中央公民館などの施設があり、大きな催しが開催できる環境です。

### ○御所地域

- ・全行政区にそれぞれ地域コミュニティ組織が形成され、自主防災活動および見守り活動が行われています。
- ・町歴史民俗資料館や戸沢氏発祥の地と言われる沼田神社があり、伝統芸能が継承されているなど歴史的な地域遺産があります。
- ・御所湖や地域の南部に広がる森林は貴重な資源であり、地域住民の生業や訪れる人々に憩いと安らぎを与えるレジャー施設も多数あります。
- ・県道1号沿いの片子沢集落には交番、郵便局、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、保育園があり、地区の生活の拠点となっています。
- ・歴史ある温泉地である鶯宿温泉があり、町内外から湯治や観光に多くの人々が訪れます。また、地域で人気の食事処も多く、地元の人々に親しまれています。

### ○御明神地域

- ・上和野馬頭観音堂、多賀神社の姥木(杉)、横欠のからかさ松などの文化財が守られ、伝えられています。
- ・御明神地区を流れる竜川は鮎釣りのスポットであり、河川公園は地域外の人でも利用する憩いの場です。わき水や景観スポット、新幹線の撮影スポットが多数あります。
- ・地区ごとに、地域伝統さんさや季節の行事が引き継がれており、子どもからお年寄りまでが参加して行っています。
- ・多機能施設でもある道の駅があり、休日などは温泉利用者や産直施設への買い物客でにぎわっています。
- ・春木場を中心に日用品を販売する昔ながらの商店が、地元の人に多く利用されています。
- ・地産地消レストランや食堂、コーヒー店など特色ある飲食店も増えてきています。
- ・御明神夏まつりは、花火が打ち上げられることから、地域内外から多くの人々が訪れます。

### ○西山地域

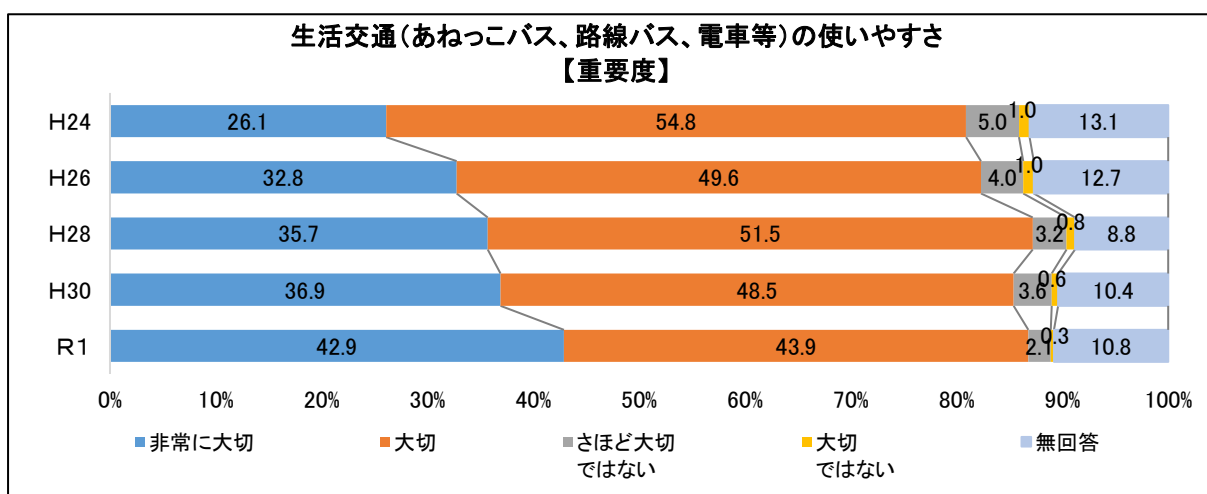
- ・稲作と酪農、花卉、菌茸などを組み合わせた複合農業が盛んで、岩手山を源とする豊かな水資源を活かしたわさびやどぶろく製造などの特産品産業も取り組まれています。
- ・網張温泉、玄武温泉、雫石高倉温泉、滝ノ上温泉、南網張温泉があり、町内外の人が利用しています。
- ・観光資源にも恵まれ、近年は、特に仁佐瀬から極楽野へ通じる道路沿線を中心に食事処が次々に開店するなど「長山街道」として多くの人々が訪れています。
- ・三世代家族が多く、伝統芸能の継承、集落や体育会行事などで世代間の交流があります。

### 3. 町民意識調査・実態調査等の結果

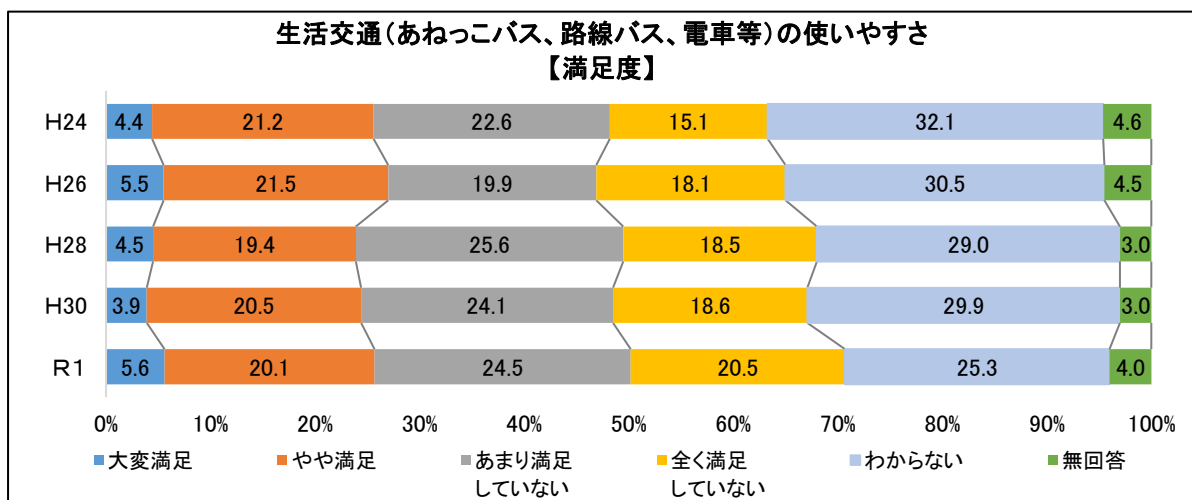
#### (1) 町民意識調査

本調査は、町総合計画に対する町民の意識動向や、町の施策、まちづくりに対する要望などを把握し、住民主役による住みよいまちづくりを推進していくための資料とすることを目的に実施しているものです。調査では、あねっこバスと路線バス、電車等を合わせて「生活交通」と称し、その使いやすさに対する重要度と満足度を調査しています。

まず、重要度は、平成24年度では「非常に大切」「大切」が合わせて80.9%でしたが、令和元年度では86.8%に増加しており、中でも「非常に大切」の割合の増加が目立ちます。一方、「さほど大切ではない」「大切ではない」は、6.0%から2.4%に減少しており、交通の利便性が重要であるとする町民の割合が増加しています。



次に、満足度ですが、平成24年度では「大変満足」「やや満足」を合わせて25.6%で、令和元年度の25.7%とほぼ同じ結果となっていますが、「あまり満足していない」「満足していない」は37.7%から45.0%に増加しています。その一方で、「わからない」と回答した割合が6.8%減少していることから、地域の移動手段として生活交通に対する認知度や関心が高まっている反面、その状況には十分満足しているものではないことがうかがえます。



## (2) 雫石町あねっこバスに関するアンケート調査

本調査は、平成 25 年に上路幸奈氏（岩手県立大学総合政策学部。所属は当時）が卒業研究「雫石町におけるデマンドバスの評価と高齢者の交通手段に関する考察」の中で、あねっこバスの運行開始当時と現在との評価の比較を行い、さらに利用者と非利用者の違いや、運転困難者の代替交通手段としての可能性、高齢者の交通手段が今後どのようにシフトしていくのか、その可能性を明らかにすることを目的とし、町民を対象として行われたものです。

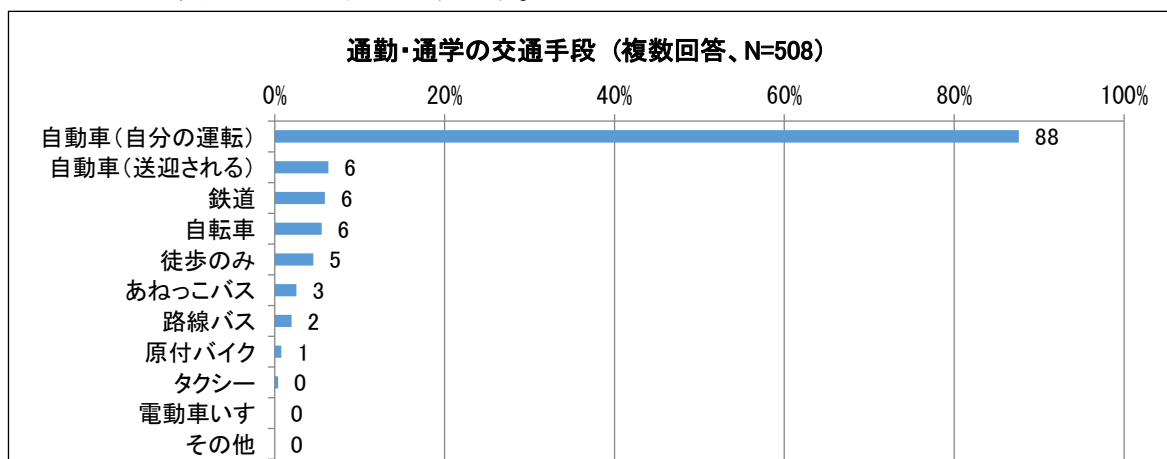
アンケート調査は、日常の交通手段に関する項目が2問、あねっこバスの利用と評価に関する項目が9問、属性と自由記入欄で15問の合計26問ですが、ここではその中から「日常の交通手段」、「あねっこバスの利用者の属性」、「あねっこバスの利用目的と満足度」「あねっこバス非利用者の意識」、「あねっこバスの必要性」に関する部分を取り上げます。

### アンケート調査の概要

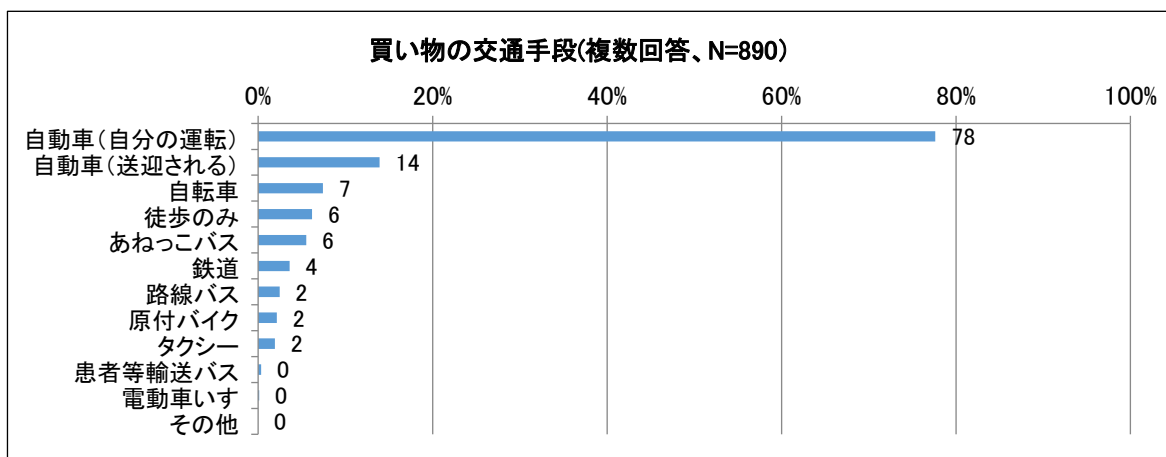
調査対象	町民(NTT 電話帳から無作為抽出)
配布・回収方法	1世帯当たり3票を同封し、いずれも郵送
配布数／回収数／世帯回収率	1,170 通 3,510 票／481 通 986 票／41.1%

#### ① 日常の交通手段

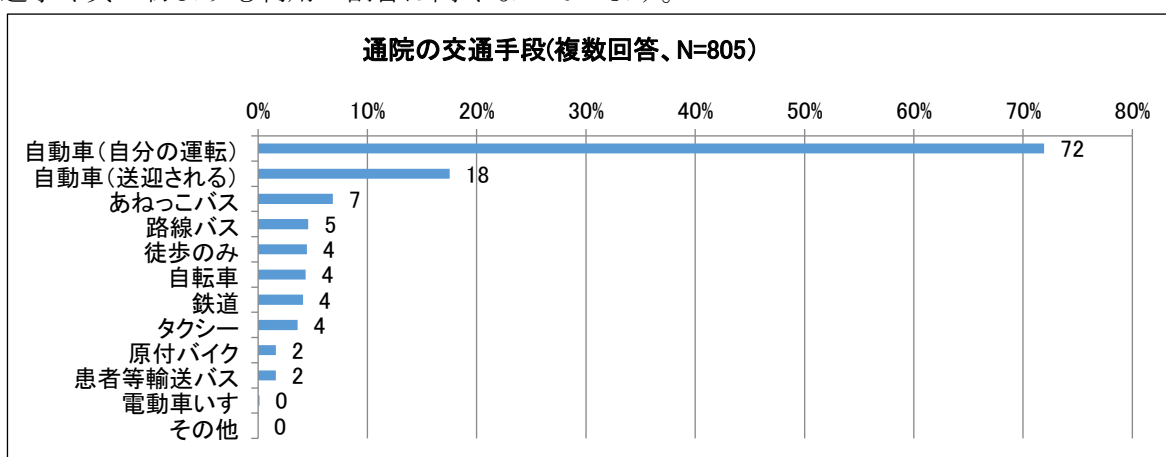
通勤・通学の交通手段（複数回答）については、「自動車(自分の運転)」が88%と最も多く、次いで「自動車(送迎される)」、「鉄道」、「自転車」がそれぞれ6%を占めています。あねっこバスを利用している人は3%です。



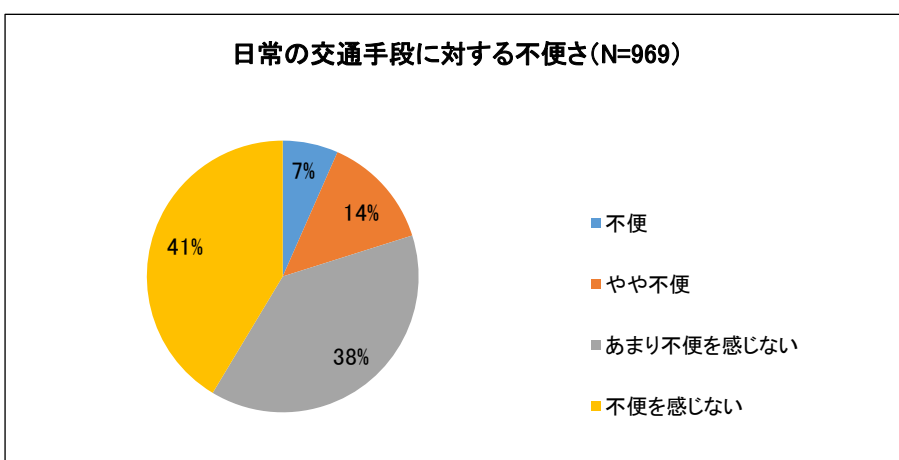
次に、買い物の交通手段（複数回答）については、通勤・通学と同様に「自動車(自分の運転)」が78%で最も多く、次いで「自動車(送迎される)」が14%となっています。あねっこバスを利用している人は6%です。



次に、通院の交通手段（複数回答）については、「自動車(自分の運転)」が最も多く72%、次いで「自動車(送迎される)」が18%となっています。あねっこバス利用は7%で、通勤・通学や買い物よりも利用の割合は高くなっています。



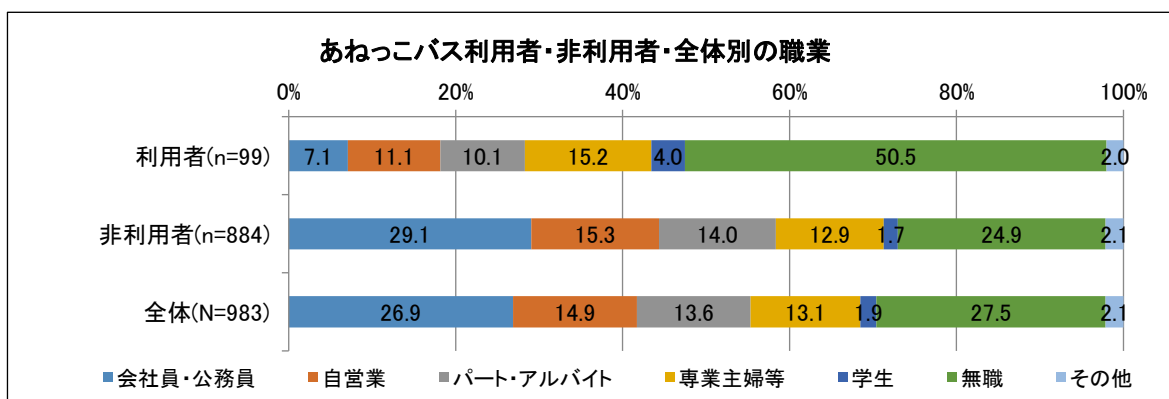
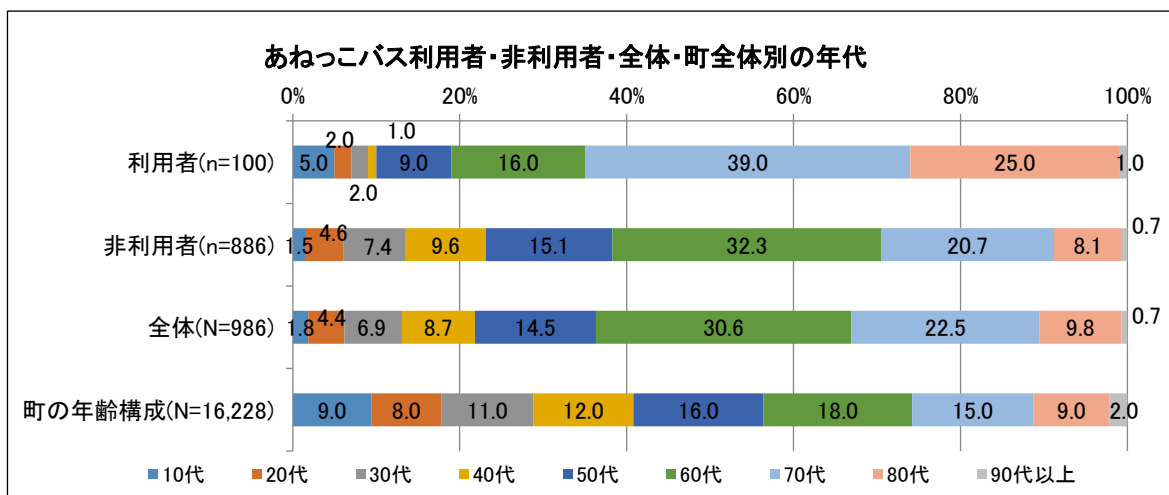
日常の交通手段に対する不便さについては、「不便を感じない」「あまり不便を感じない」と回答した人で約8割を占めていますが、これは、主な移動手段が自動車である人の割合に概ね近似しています。



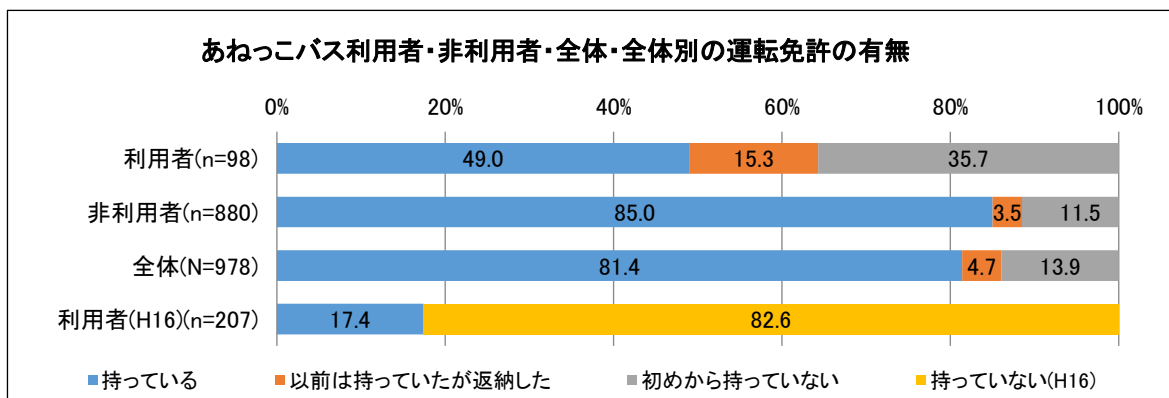


## ②あねっこバス利用者の属性

まず、利用者を含む回答者全体の年代は、電話帳に記載されている世帯宛に調査票を送付したこともあり、実際の町の年齢構成よりも高齢の割合が高くなっていますが、特に利用者年代を見た場合、非利用者と比較して70代以上の割合が高くなっています。また、職業については、利用者には高齢者の割合が高いことを反映してか、無職が多くおよそ半数を占めています。

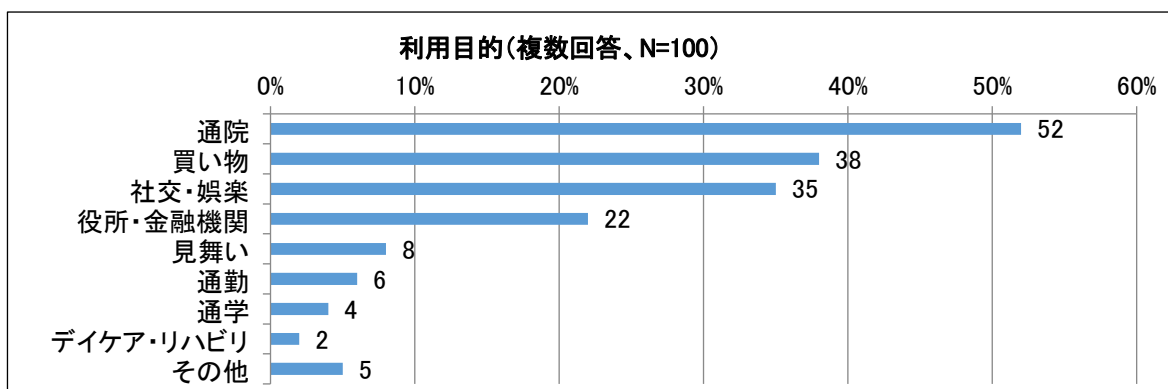


次に、運転免許の有無については、利用者の約半数にあたる約49%が「持っている」と回答しており、運行開始当初の平成16年の17.4%から大きく増加しています。また、非利用者と比較すると、「返納した」「初めから持っていない」人の割合が高くなっています。

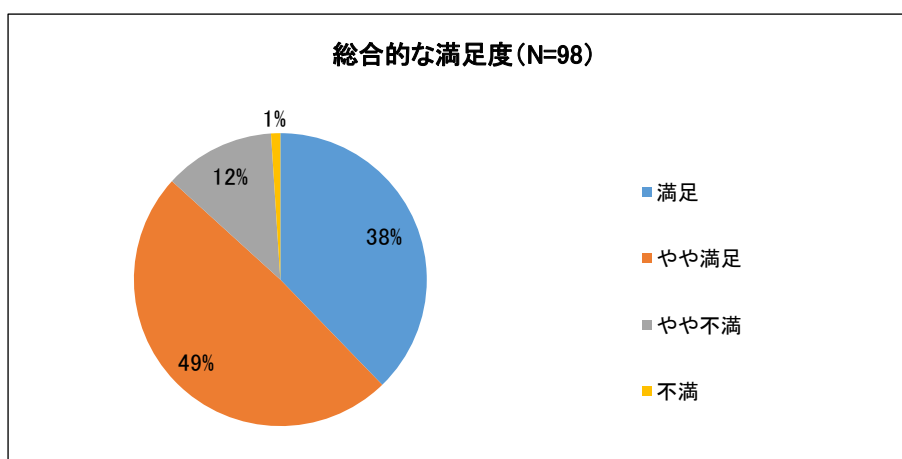


### ③あねっこバスの利用目的と満足度

利用目的（複数回答）については、通院、買い物、社交・娯楽の順に多いという結果が得られています。



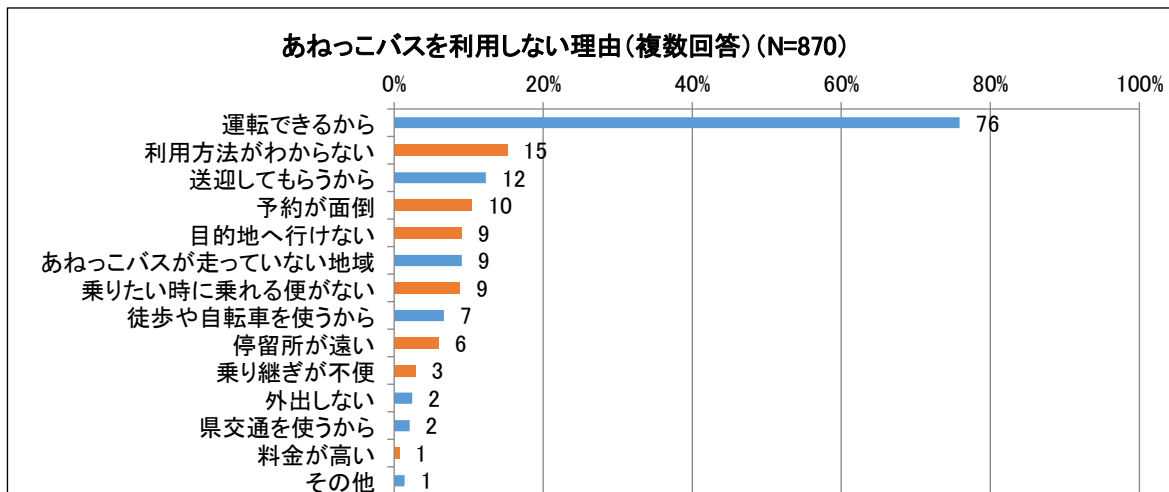
あねっこバスの総合的な満足度については、「満足」「やや満足」を合わせると87%となっており、利用者は概ねあねっこバスに満足し活用していることがうかがえます。



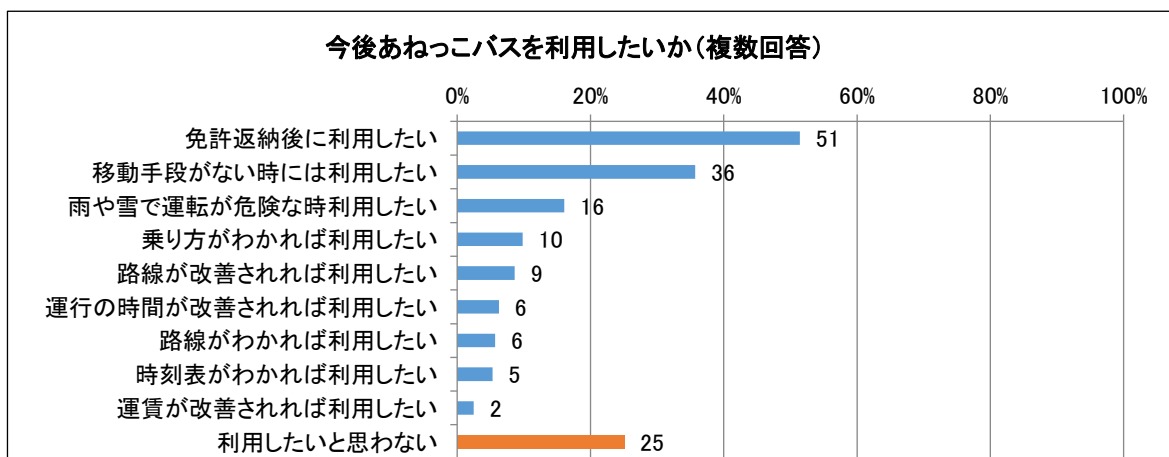
### ④あねっこバス非利用者の意識

あねっこバスを利用しない理由について、最も多かった理由は「運転できるから」で、76%を占めています。次に多かった理由は「利用方法がわからないから」が15%で、以下、「送迎してもらおうから」、「予約が面倒」、「目的地へ行けない」の順となっています。

なお、グラフ中、青色で示しているものは「利用する必要がない、または利用できない地域であること」を理由として挙げる選択肢、オレンジ色で示すのは「あねっこバスに対する不満」を理由として挙げる選択肢となっています。このことから、オレンジ色の理由を示す人については、条件が合えばあねっこバスを利用する可能性があることを示しています。

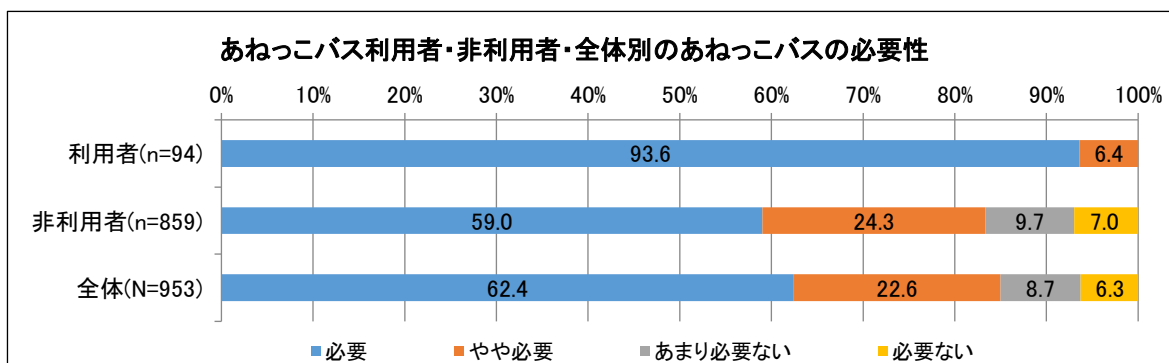


次に、あねっこバスを今後利用したいかについては、「免許返納後に利用したい」が 51% あるほか、「移動手段がない時」や「雨や雪で運転が危険な時利用したい」という回答が多くなっています。また、「乗り方がわかれば利用したい」など、事業の周知や運用の改善等によって条件を満たせば利用する可能性があることも示しています。



### ⑤あねっこバスの必要性

町にあねっこバスが必要かどうかについて、全体では「必要」と「やや必要」を合わせた回答が 85% となっており、多くの人が「あねっこバスは必要である」と考えていることがわかります。特に、利用者は全員が「必要」または「やや必要」と考えています。



### (3) 雫石町あねっこバス等利用実態調査

本調査は、平成 30 年度に町がNPO法人いわて地域づくり支援センターに委託した公共交通利用促進支援業務の中で、町内の公共交通を見直し、町と町民にとって望ましい公共交通ネットワークの構築を目指し、公共交通の運行や利用実態の把握と課題の整理、あるべき姿の検討を行うことを目的に実施したものです。

調査は、鉄道駅・路線バス・あねっこバスそれぞれの利用実態について行い、鉄道駅はJR雫石駅での目視、路線バス及びあねっこバスは乗客アンケートによる形で実施しています。

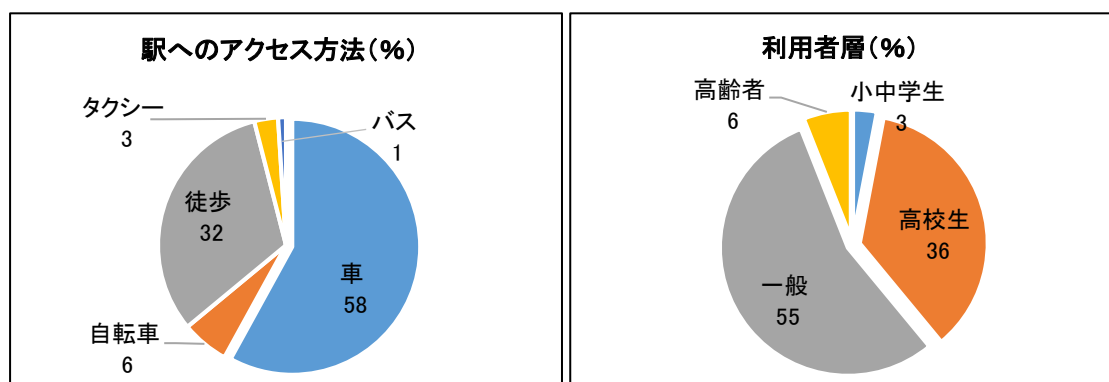
#### 1) 雫石駅利用者調査

調査日	平成 30 年6月 18 日・20 日(2日間)
調査方法	調査員による目視
対象者数	1,733 人(2日間合計)

#### ①駅へのアクセス方法と利用者層

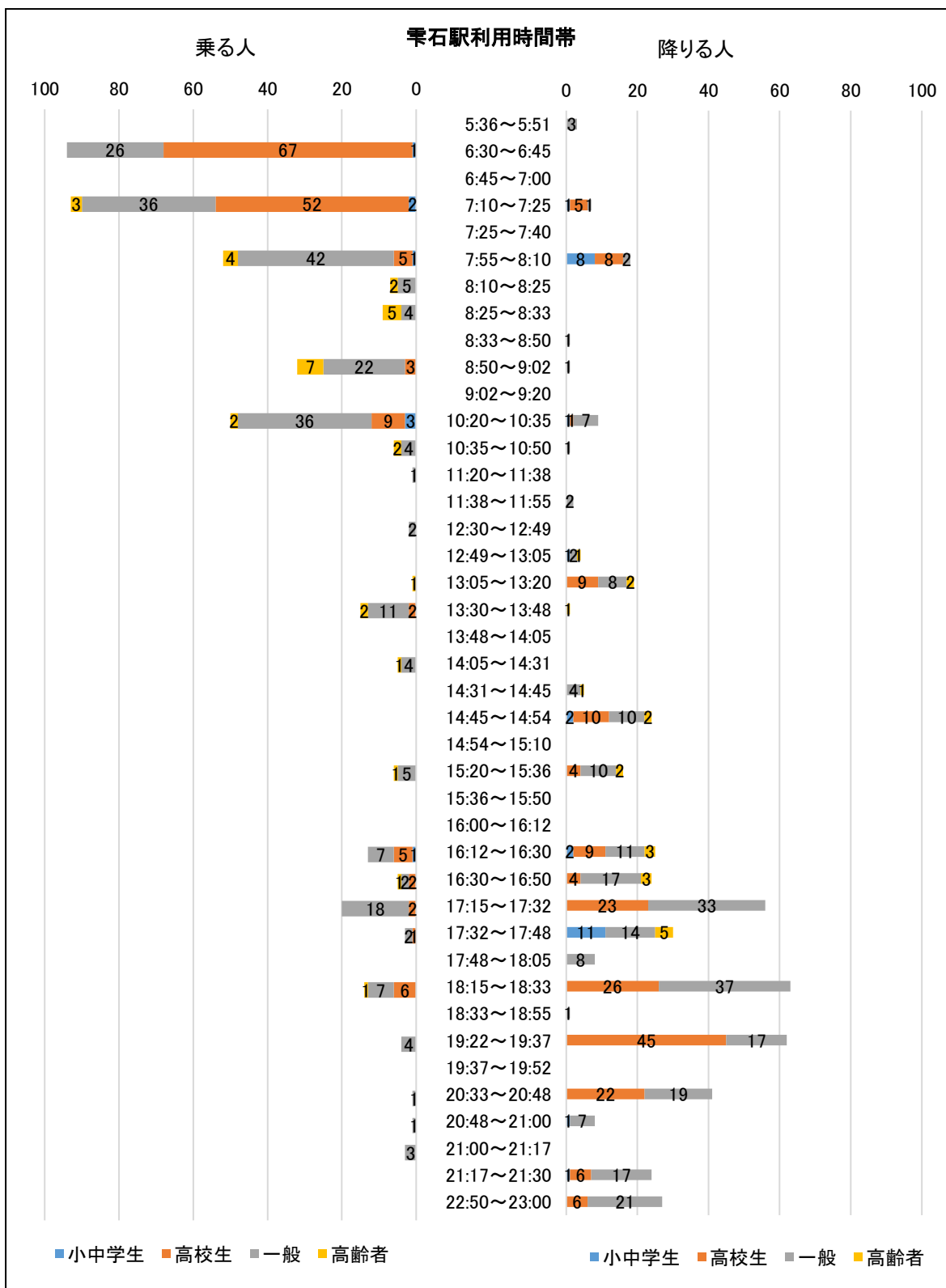
駅へのアクセス方法としては、「車 (58%)」が最も多く、次いで「徒歩 (32%)」、「バス」はわずか1%となっています。

利用者層としては、「一般 (55%)」が過半数を占め、「高校生 (36%)」、「高齢者 (6%)」、「小中学生 (3%)」となっています。



②利用時間帯

駅の利用は朝と夕方に集中しており、朝は7時前後、夕方は17時から19時頃までが多くなっています。



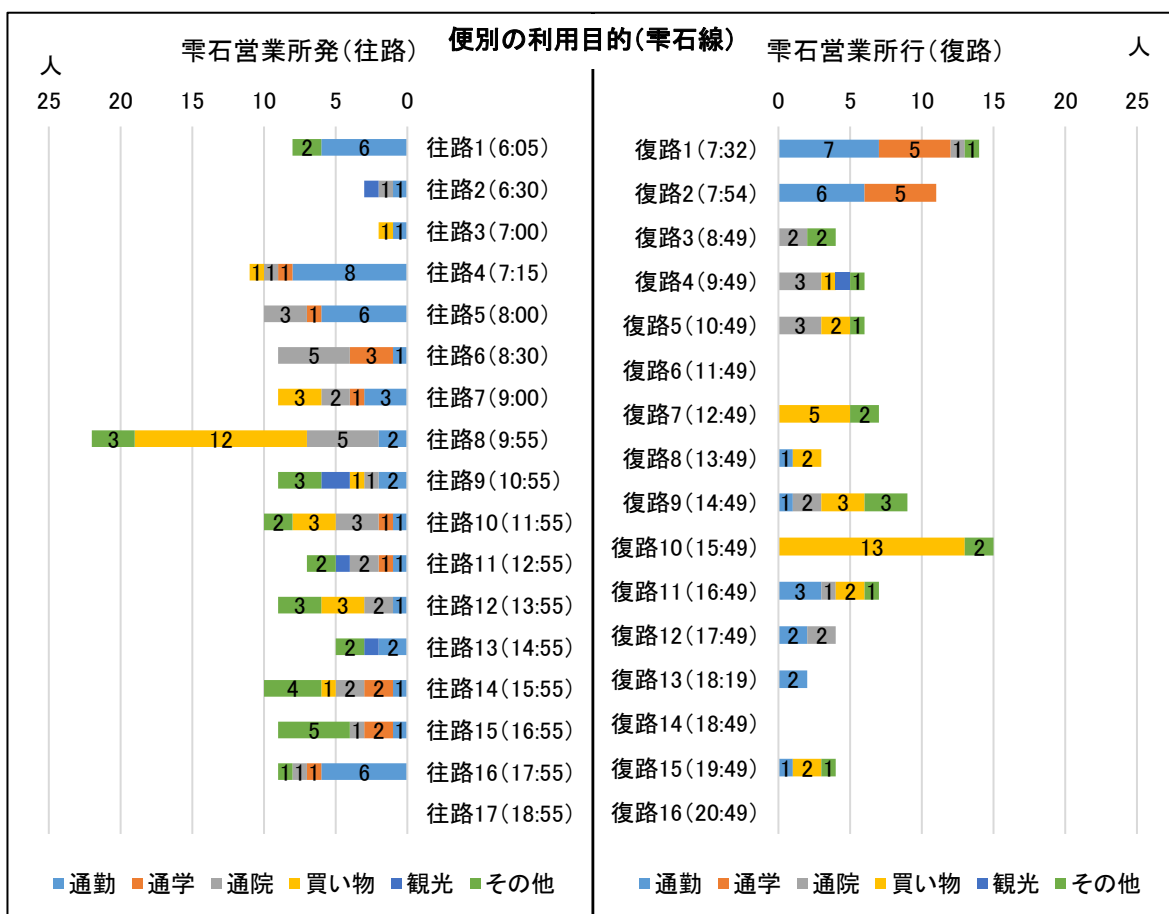
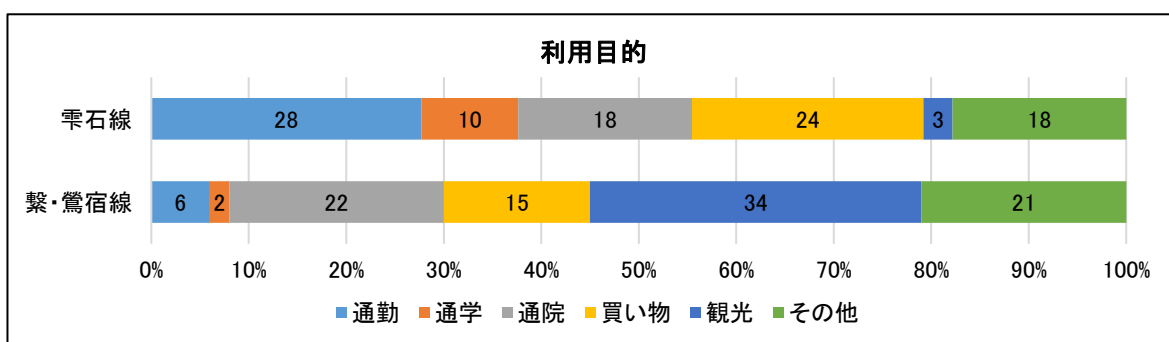


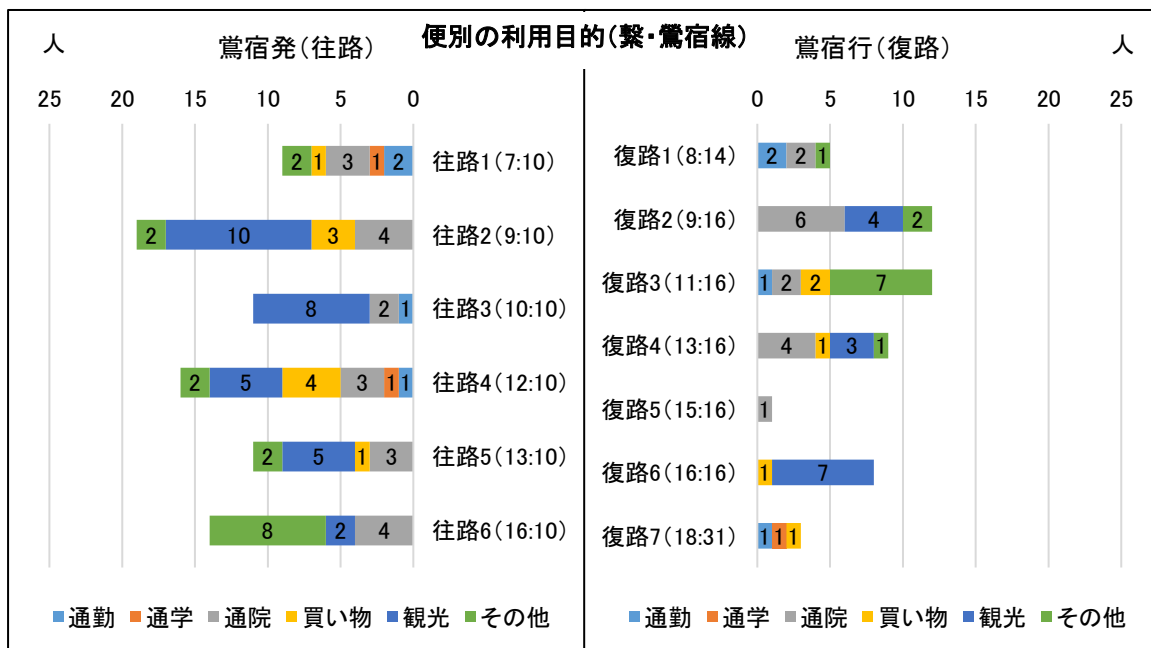
2) 路線バス利用実態調査

調査日	平成 30 年6月 16 日・19 日・21 日(3日間。うち平日2日、休日1日)
対象路線	雫石線、繫・鶯宿線、山伏線(集計は繫・鶯宿線と合算)
調査方法	調査員がバスに乘車し、乗客から聞き取り
対象者数	508 人(3日間合計) (雫石線 320 人、繫・鶯宿線及び山伏線合計 188 人)

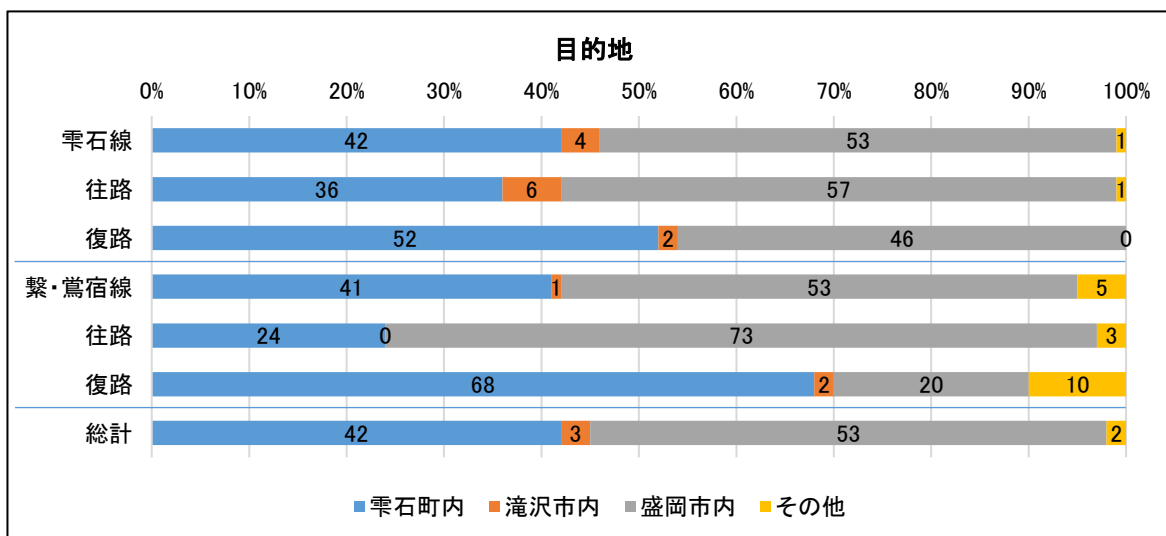
①利用目的及び行き先

利用目的は、雫石線では「通勤 (28%)」「買い物 (24%)」が比較的多くなっていますが、通院や通学の利用もあり、多様な目的となっています。また、繫・鶯宿線では「観光 (34%)」が多く、次いで「通院 (22%)」となっています。



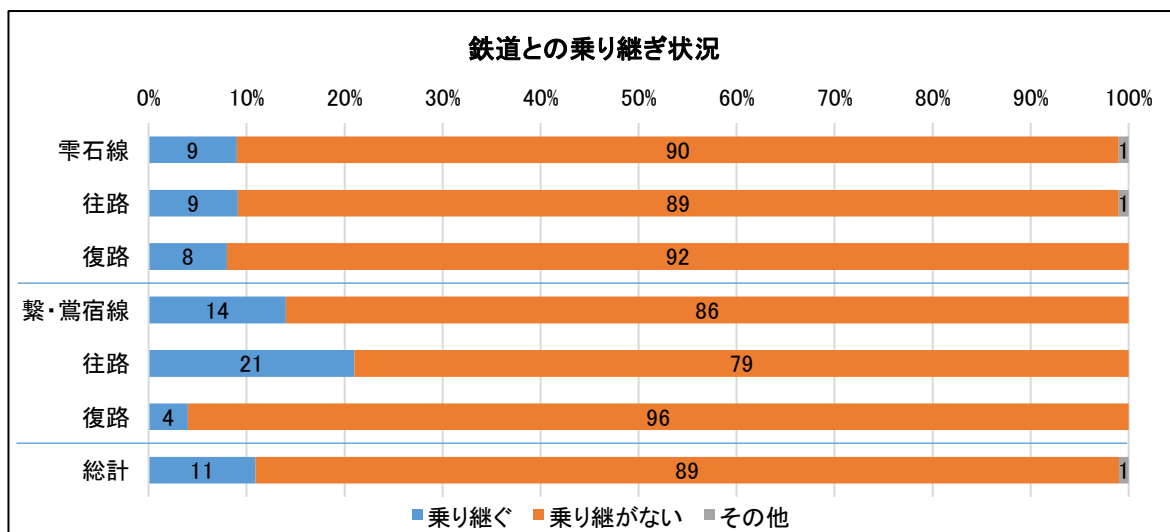


次に、行き先（目的地）については、雫石線、繫・鶯宿線とも約半数が盛岡市内となっており、町外への移動手段として利用されています。



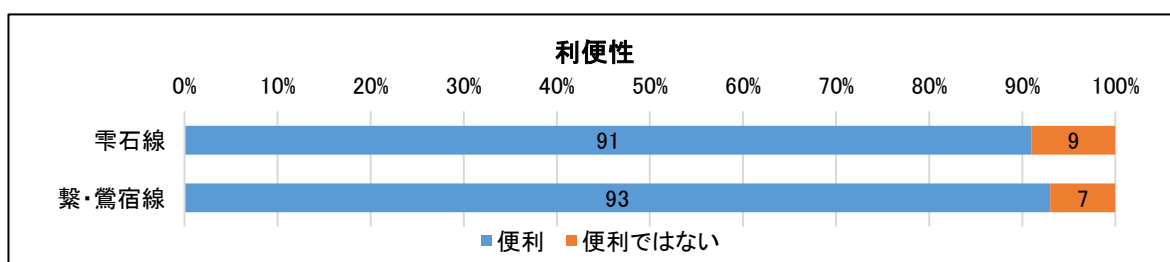
### ②鉄道との乗り継ぎ状況

路線バスから鉄道への乗り継ぎについては、雫石線は雫石駅と盛岡駅で、繫・鶯宿線は盛岡駅で可能となっていますが、実際に乗り継ぐ人は、利用者の1割から2割程度です。



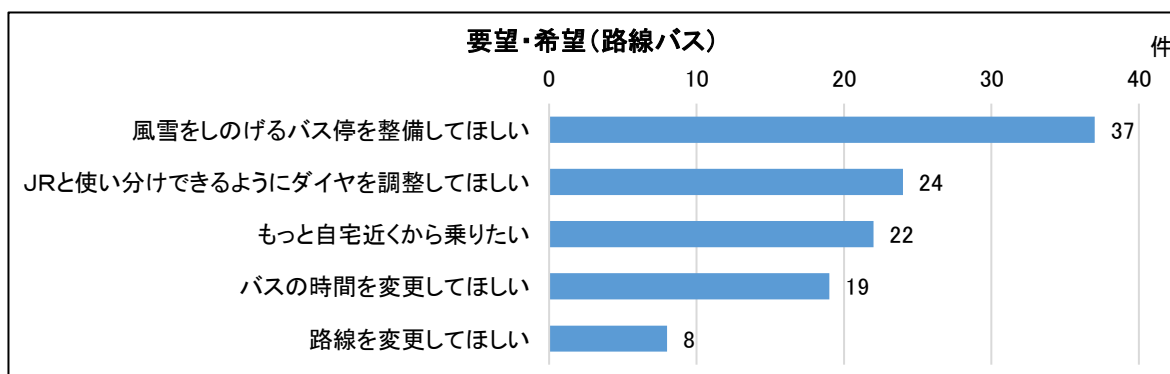
### ③利便性

便利かどうかについては、雫石線、繫・鶯宿線とも9割以上の方が「便利である」と回答しています。



### ④要望や希望

希望する改善策としては、バス停の待合環境改善が最も多く、次いで鉄道とのダイヤ調整に関する事、停留所がより自宅近くに欲しいこと等が挙げられています。

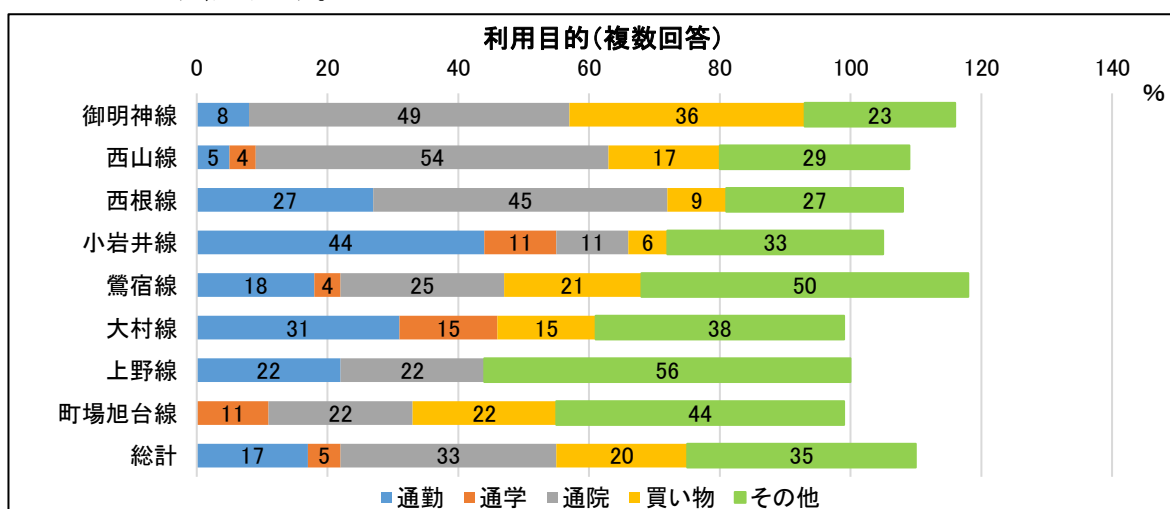


### 3) あねっこバス利用実態調査

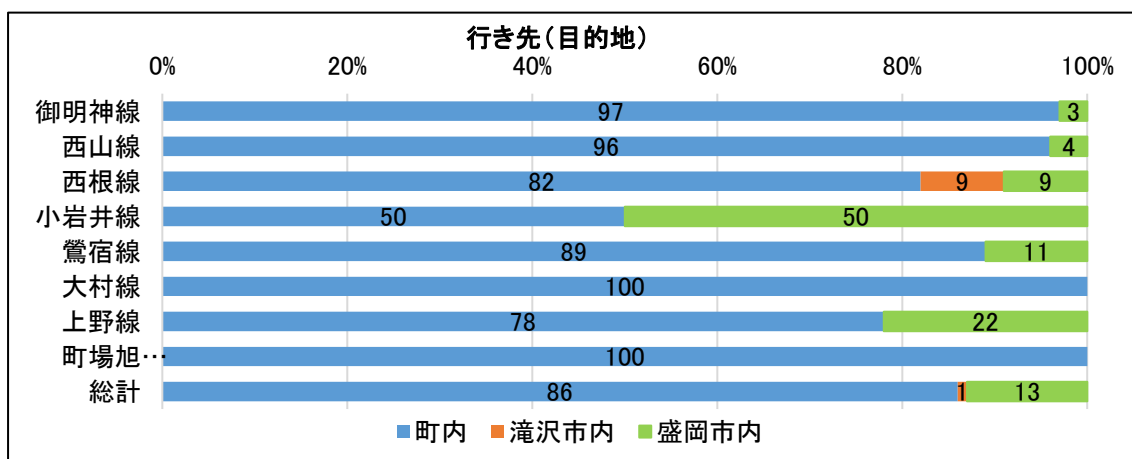
調査日	平成 30 年6月 12 日～7月2日
対象路線	全8路線
調査方法	調査員があねっこバスに乗車し、乗客から聞き取り
対象者数	期間中合計 152 人 (御明神線 39 人、西山線 24 人、西根線 11 人、小岩井線 18 人、鶯宿線 28 人、大村線 14 人、上野線9人、町場旭台線9人)

#### ①利用目的及び行き先

利用目的は、全体としては「その他 (35%)」が最も多く、記載内容からは役場や温泉、カルチャーセンターなど多様な目的で利用されています。次いで「通院 (33%)」、「通勤・通学 (計 22%)」、「買い物 (20%)」となっていますが、路線によってかなりの差異があり、御明神・西山・西根線では通院が約半数を占める点や、小岩井線や大村線で通勤の割合が高くなっているのが特徴的です。

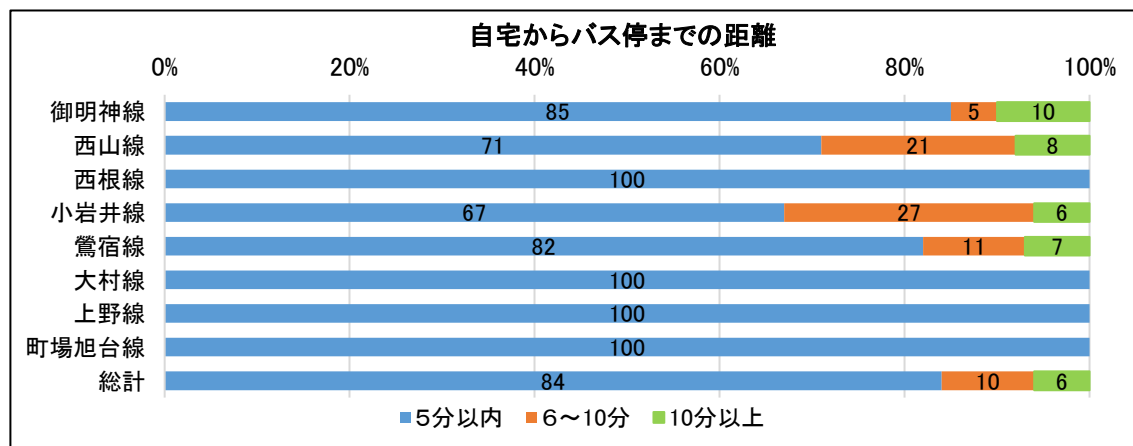


行き先は、全体としては86%が町内となっていますが、小岩井線や上野線では「盛岡市内」という回答も多いのが特徴的です。このことから、特に小岩井線は、盛岡方面に通勤目的で利用する人が多いことがうかがえます。

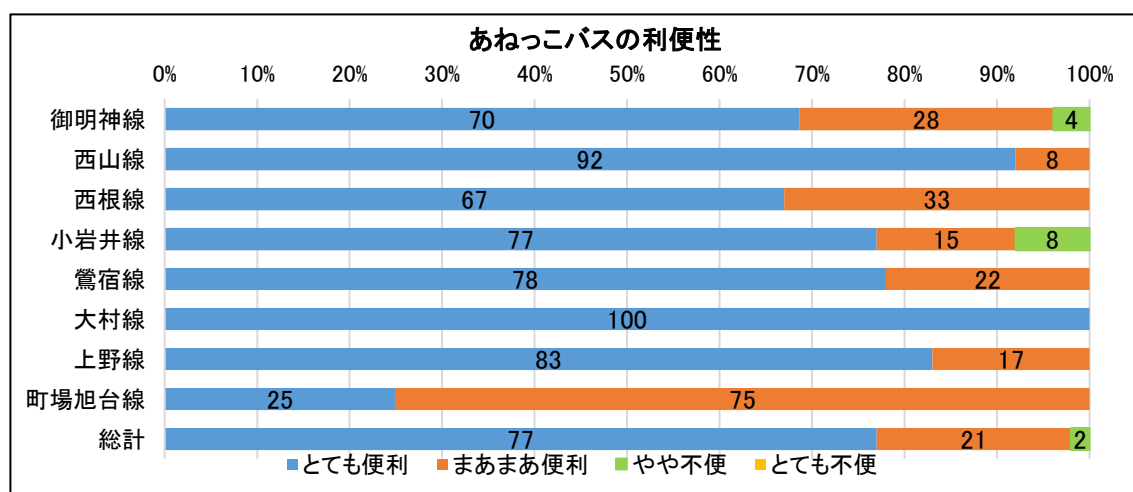


## ②利便性

自宅からバス停までの距離については、84%が「5分以内」と回答していますが、路線によっては「10分以上」という人も一定数います。

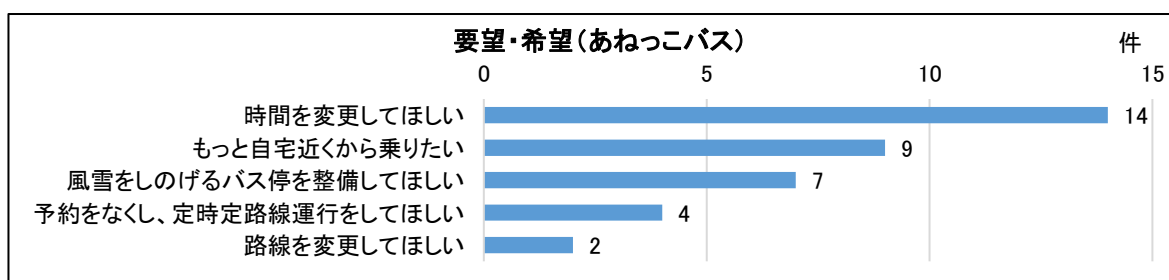


次に、あねっこバスが便利かどうかについては、「とても便利(76%)」「まあまあ便利(21%)」が多く、大半の人が便利であると回答していますが、路線によって「とても便利」と「まあまあ便利」の割合には差が見られます。



## ③要望や希望

希望する改善策としては、「バスの時間を変更してほしい」という意見が最も多く、鉄道への接続・乗り継ぎに合わせることや増便を希望するというものが含まれます。次いで、「もっと自宅近くから乗りたい」という意見のほか、バス停の待合環境改善や予約制の撤廃などに関する意見が挙げられています。





#### (4) お互いさま情報交換会「ゆるやかな座談会」

本町では、地域の力を発揮できる体制を整備し、地域住民の安全安心、生命と財産の保持に直結する自主防災組織活動を核としながら、社会情勢の変化等に適応した地域コミュニティの形成を図るため、行政区単位で設立している地域コミュニティ組織を対象として地域コミュニティ形成推進事業を実施しており、町内 74 のうち 66 行政区で組織が設立運営されています。

お互いさま情報交換会は、この事業メニューの一つとして、平成 25 年 8 月 9 日に町内で発生した大雨洪水災害の経験から、地域住民の生命を守る「共助」の取り組みを強化するため、地域にどのような人が暮らしているか、災害時にどのような支援ができるかを地域全体で共有し、お互いさま意識の高揚を図るとともに、地域住民や行政と一緒に情報交換を行って普段の気がかりな事などを話し合う場として、平成 27 年度から開催しています。

「ゆるやかな座談会」は、住民それぞれが感じていることを地域で共有し、地域のことを「よそ事」ではなく「わが事」として考えていく契機にすることをねらいとし、特にテーマは設けず、地域で困っていることや不安に思っていること、日頃感じていることや地域の将来などを気軽に話し合える場として、平成 30 年度から始めました。

実施初年度は、お互いさま情報交換会の中で行う必須メニューとして開催したところ、42 組織で「移動手段」を含む「交通」に関する話題が挙がり、任意選択制とした平成 31 年度は、実施した 10 組織中 5 組織で「移動」や「交通」に関する話題が挙がっています。

【お互いさま情報交換会「ゆるやかな座談会」の実施状況】

年度	お互いさま情報交換会		「ゆるやかな座談会」	
	実施 組織数	延べ 参加者数	実施 組織数	うち「移動」や「交通」に 関する話題のあった組織数
平成 30 年度	66	1,197	66(必須)	42
令和元年度	66	1,181	10(任意)	5
令和2年度	(新型コロナウイルス感染症の影響により、情報交換会は「地域コミュニティ活動チェックシートの作成(ヒアリング方式)」に変更して実施)			

座談会の様子(話し合い)



座談会の様子(発表)



「ゆるやかな座談会」の中で出された交通に関する話題としては、全般的に、今後の自家用車利用に関する不安や、あねっこバスの停留所や利用方法に関する意見や要望が多く、また生活サービス拠点の撤退に伴い交通手段の確保をどうするかといった話題提起もされています。一方、現状を踏まえ、あねっこバスを積極的に利用しているといった声のほか、地域住民同士で乗り合いを行っているなど、移動手段への対応や工夫を行っている様子も見られました。

平成 30 年度お互いさま情報交換会「ゆるやかな座談会」で出された公共交通に関する話題(課題等)		
地域	項目	話題(○課題や困っていること/★アイデア・意見) ※【】内は行政区名
栗石	交通全般	○ 車がないと何もできない【七ツ森・丸谷地、中町二・三】 ○ 栗石駅に帰ってきた時に乗り継げるバスがない【黒沢川】 ○ 免許返納したら買い物が大変【下町四】 ○ 買い物への交通の便が悪い【板橋】
	あねっこバス	○ 家の近くにバス停があれば助かる。予約がネック【谷地】 ○ 使い勝手が悪い【谷地】 ○ 使い方がわからない【中町二・三】 ○ 公民館に停留所がほしい【黒沢川】 ○ 遠くじゃないと使えないと思っている人もいる【黒沢川】 ○ バス停が遠い【板橋】
御所	交通全般	○ バスの利便性がよくなってほしい【馬場・大村・男助】 ○ 診療所がなくなって不便【天戸】 ○ 高齢者の運転不安だけど受診のために運転している【矢用】 ○ 病院に行くのが困る【籬野】 ○ 通学・通勤は不便【外柵沢】 ○ 車がないと買い物に行けない【片子沢】 ★ 病院行くのに回数券(補助)があればいい【籬野】
	あねっこバス	○ 家の近くに停留所がほしい。使い方や停留所が分かりにくい【馬場・大村・男助、九十九沢、矢櫃、籬野、片子沢】 ○ 家の前まで来てほしい【九十九沢、籬野、安庭】 ○ 対応が悪い【柵沢】 ○ 予約が面倒【柵沢】 ★ フリー区間をもうける(地域限定、手を挙げたら停まるとか)【九十九沢】
御明神	交通全般	○ 10年後、15年後はどうなる? 車運転できるか心配【下川原】 ○ 高齢者(80代)、出かけるのはいいが運転が心配【中島】 ○ 車は手放せない、車での移動がメイン、ギリギリ運転している【下春木場、土橋、中南】 ○ 交通の便が悪い【黒沢】 ★ 高齢者が免許返納したら何かいいことがあるといい【中島、御明神谷地】
	あねっこバス	○ バス停まで行くのが大変【南、御明神谷地、上野沢、上和野】 ○ 使いにくい【黒沢】 ○ 乗り方がわからない人もいる【天瀬】 ★ もう少し使いやすくしてほしい(ルート変更、停留所の増設等)【南、上野沢、上和野】 ★ 予約がいらぬといい(または、スマホから予約とか)【下春木場】 ★ 電車でスムーズに乗れるよう時間調整を【岩持】 ★ 乗り方について簡単に説明したものがあればいい【天瀬】
西山	交通全般	○ 連れて行ってくれる下の世代がいない【駒木野】 ○ 病院に行く”足”がない(病院のバスはあるが)【五区】 ○ 今後運転しなく(できなく)なったら買い物や通院が困難になりそう、不便【八区、七区】 ○ 運転免許ないとどうなる?【野中】 ○ 車がないと買い物が不便【八丁野、西根谷地】 ★ 免許証を返納すると割引とかサービスがある自治体もある【野中】
	あねっこバス	○ もっと便利になればいい、予約も大変【葛根田、駒木野、五区、林崎】 ○ バス停まで遠い。便数の増を【極楽野、八丁野、西根谷地、上西根】 ○ 受付の対応改善を【七区】 ★ 巡回、行き先を自由に指定できたらいい【五区】 ★ 問題をクリアできれば助け合いで乗り合いできる?【八丁野】 ★ 18時以降の運行を【西根谷地】 ★ 元気高齢者を雇って買い物や受診のためのバスを運転してもらおう【野中】 ★ 小岩井から網張までの路線があって観光客もあねっこバスに乗ればほしい【網張】

(5) 地域公共交通対策検討会

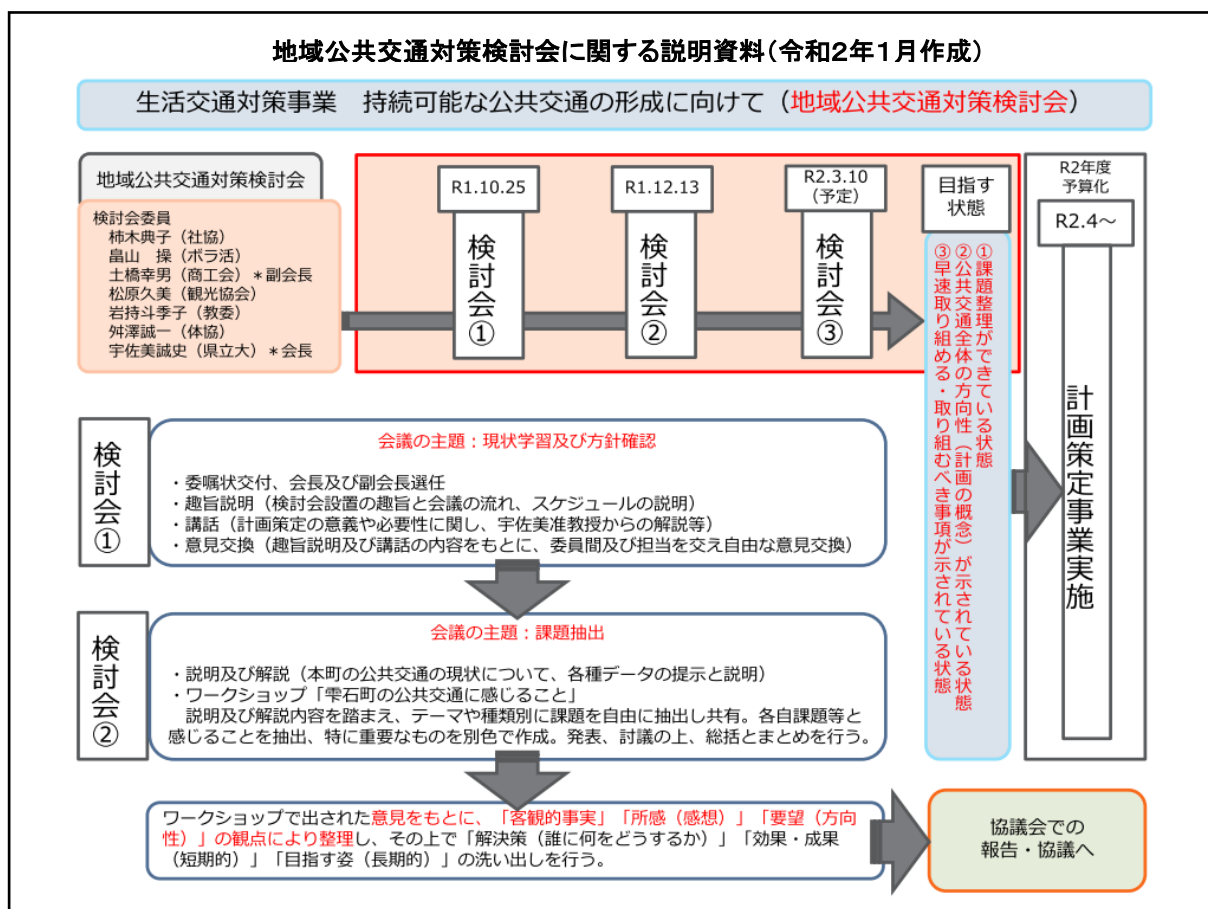
本計画策定の前段として、令和元年度に福祉・観光・商工などの分野に関わる町民と学識経験者で構成する雫石町地域公共交通対策検討会を設置し、3回の会議を開催して地域公共交通の現状や課題の抽出・整理を行いました。

検討会は、まず計画の必要性について共有し、その上で町内の公共交通の現状を踏まえ普段感じていることを自由に出し合い、出された意見を集約・整理して問題や課題の抽出を行う形で進めました。3回の会議を経てテーマごとに出された話題を、事実や所感、問題・課題と要望（対応策）別に整理したところ、施策全体としてはもちろんのこと、各公共交通機関別にもさまざまな問題や課題が浮かび上がり、計画策定の基礎資料とすることができました。

なお、この検討会は、令和2年度の地域公共交通活性化協議会設立に合わせ、そのまま協議会の分科会に位置付ける形としており、計画策定作業チームとしての役割を果たしています。

検討会委員名簿(委嘱期間:令和元年10月25日~令和2年3月31日)

No.	団体名	役職名	氏名	備考
1	一般社団法人しずくいし観光協会	理事長	松原久美	
2	雫石町教育委員会	委員	岩持斗季子	
3	ボランティア活動センター運営協議会	副会長	畠山操	
4	雫石商工会	会長	土橋幸男	副会長
5	一般財団法人雫石町体育協会	理事長	舛澤誠一	
6	雫石町社会福祉協議会	事務局長	柿木典子	
7	岩手県立大学総合政策学部	准教授	宇佐美誠史	会長・学識経験者



令和元年度地域公共交通対策検討会で出された主な問題・課題等のまとめ(ワークショップシート)

テーマ	小テーマ	話題提起	事実	所感	問題・課題	要望(対応策)	
施策全体として	ネットワーク	さまざまな交通手段の整理と調整はどうか		町民や来訪者が使いやすい公共交通ネットワークになっていない	現状がよくわからない(把握が必要)	町民や来訪者が使いやすい公共交通ネットワークに	
	現状・ニーズの把握	利用実態の把握と意見交換の場はどうか	H30に利用実態調査を実施(あねっこバス・路線バス・JR)	定期的な利用実態の確認や意見交換ができていない	(定期的な利用実態の確認や意見交換が必要)	定期的な利用実態の確認や意見交換が必要	
		ビジネスや観光の需要に応じられているか			*現状・ニーズの把握(宿・観光施設・来訪者)が必要		
		公共交通を本当に必要とする人がどれくらい公共交通を利用できているのか		免許返納しても生活に不便をきたさないような施策が不足している	*現状・ニーズをしっかりとリサーチすることが必要	免許返納しても生活に不便をきたさないような施策を考えるべき	
	鉄道・路線バス・あねっこバスの新規利用者開拓はできているか				現状がよくわからない(把握が必要)		
	バリアフリー化	公共交通のバリアフリーの現状はどうか			現状がよくわからない(把握が必要)		
	キャッシュレス化	キャッシュレス決済の導入可能性はどうか			*アプリ決済が必要 *キャッシュレス化可能か検討が必要		
	費用負担	公共交通の公費負担の考え方やあり方は決まっているのか		特に定まっていない		*費用負担(町がどこまで責任を持つか?)の検討が必要	
		公費負担の金額はどれくらいか	公共交通に約9900万円の公的支出	高いのでは		*公費の見直しが必要	
	学習機会	子どもたちが学校等で公共交通を学ぶ機会があるか	学校等で学ぶ機会は特にな			*子どもから大人まで学習機会を設けることが必要	
		町民が公共交通を考える機会があるか	フォーラム等のイベント、また特定テーマとして考える機会は特にな			*出前講座など定期的に場を持つことが必要	
	情報提供(ターゲット設定)	公共交通を本当に必要とする、また使ってほしい人に向けた情報提供はできているか				*本日に必要な人への情報提供が必要 *ターゲットに応じた利用促進策、学習機会等の動機づけ(モビリティマネジメント)が必要	
情報提供	高齢者への情報提供はどうか	高齢者への情報提供はどうか	広報・町HPで不定期に掲載	情報提供が不十分ではないか	(高齢者にも伝わる情報提供が必要)	高齢者にも伝わる情報提供が必要	
	転入者向けの公共交通情報提供の現状はどうか	転入者向けの公共交通情報提供の現状はどうか	転入時に案内	公共交通の情報が分かりにくい	(情報の一元化が必要)	情報の一元化が必要	
利用促進策	ノーマイカーデーなど公共交通を使わせる施策はないか	特に実施していない				ノーマイカーデーの取り組みを	
鉄道	運行本数	需要に即した本数になっているか	下り終電は盛岡22:34発 電車が走らない時間帯がある(下り10時~13時とか) 新幹線は上下4便停車	下り終電が早い 運行本数が少ない		1時間に最低1本はほしい 新幹線 上下4便~5便にしてほしい	
	ニーズの把握	見えていない鉄道需要はあるか			*イベント列車などが必要ではないか(ニーズにもよるが...)		
	連絡	他の交通モードとの連絡はどうか		鉄道とあねっこバスの連絡がよい			鉄道とあねっこバスの連絡をよくしてほしい
		学生の使いやすさはどうか		学生の幸石駅までの足の確保が難しい			高校生の保護者の視点 電車とあねっこバスを合わせてほしい
	パーク&ライドの状況はどうか			現状がよくわからない(把握が必要)			
路線バス	運行本数	需要に即した本数になっているか		本数が少ない		本数は変えなくてもより利用しやすいダイヤを考えてほしい	
	運行路線	路線数は適正か	網張温泉線はH31.3で廃止 山伏線はR2年度中廃止予定	山伏線廃止になると不便になってしまうかも。		網張温泉線 土日でも運行再開を 山伏線廃止→あねっこバスと連携とれないか	
	運転手	運転手の状況はどうか		運転手が不足しているのでは	現状がよくわからない(把握が必要)		
	停留所	停留所は適正か		高齢者のバス停までの行き来が大変(特に冬季) バス停までの距離が長い	現状がよくわからない(把握が必要)		
	連絡	他の交通モードとの連絡はどうか		幸石駅の活用が不十分では		路線バスの運行距離を減らすために幸石駅をもっと活用できないか	
あねっこバス	対象者	利用対象者はどうなっているか	特に制限は定めていない		*誰でも利用できることのPRが必要	町外の人も利用できるようなにはどうか	
	運行ダイヤ	需要に即したダイヤになっているか		需要に即していないダイヤがある	*遅い時間のニーズへの対応(ジャンボタクシー)が必要	時間の変更をしてほしい	
		効率的な運行ができていますか	運行率が10%を切る便がある	利用率が低い	*運行率により見直しが必要	*需要に応じた再編を *利用率の低い便はカットしては?	
	利用方法	運行方法(予約対応)は適正か	予約をした便のみ運行される	予約なしで乗りたい 使い勝手が悪い、めんどろ。 使いづらい		定時の運行ができないか	
		予約受付体制は適正か	早い時間以外であれば当日予約は可能			当日に予約電話を入れたいのだが、予約電話をもう少し考えてほしい	
	運行路線	路線数(区域・区間)は適正か	盛岡市内への路線はない	あねっこバスで盛岡に行きたい		盛岡路線を作してほしい	
		路線数は適正か	路線バス(県交通)廃止された便が多くある				
		運行経路は適正か	町場旭台線以外はすべて巡回しない路線である			巡回バスを作してほしい	
		運行率は適正か	運行率が10%を切る路線がある			需要に応じた再編を	
	運行路線(停留所)	停留所は適正か(+運賃は適正か)	①運賃は定額200円である ②停留所のみ停車する			*停留所・金額の見直しが必要	*料金を上げてでも自宅まで運行してほしい *停留所以外でも下車できないか *高齢者が座って待てる場所を確保してほしい
		停留所の設備は適正か	ほとんどの停留所では特段の設備はない	高齢者など、待合が大変			
荷物の持ち運び	生活スタイルに適した乗車ができるか	買い物したものを持って歩けない		*ドライバーの対応向上が必要 *高齢者が利用できる仕様にする必要	ドライバーさんが親切だといけれど		
情報提供(普及啓発)	普及啓発はどうか	①町HPの掲載 ②チラシの配布と配架	PR不足では	*路線図等のPRが必要	体験してみるのもアリでは		
利用者数	利用者数の推移はどうか	平成20年度以降基本的に減少傾向にある	減少の理由がわからない。人口減がマイカー利用か				
	利用者数は適正か	御神線 便利70%だが利用者数は0割減					
スクールバス	運行ダイヤ	運行時間は適正か		クラブ活動後に乗りたい	現状がよくわからない(把握が必要)	もう少し遅い時間帯の運行ができないか(クラブ活動など)	
	効率的な運行ができていますか				現状がよくわからない(把握が必要)	あねっこバスと一本にできないか	
対象者	利用対象者はどうなっているか	小中学校(一部幸石高校)				一般住民も利用できないか	
タクシー	運転手	運転手の状況はどうか		高齢化が進みドライバー自身もさまざまな不安があるのでは	現状がよくわからない(把握が必要)		
	情報提供(普及啓発)	普及啓発はどうか			*町民が知る機会・コミュニケーションの場が必要		



#### 4. 計画策定の経緯

##### (1) 協議組織の設置

今後町の公共交通をどうしていくかの方向性を示す計画「地域公共交通計画」の策定及び策定後の実施等に関する事項について協議するため、法律（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）に基づく必須組織として、従前の協議会を改組する形で令和2年6月29日付けで要綱を制定し、地域公共交通活性化協議会を設置した。

##### (2) 協議組織の比較（下線部：変更等事項）

	現行組織	令和元年度までの組織
組織名	雫石町地域公共交通活性化協議会	雫石町地域公共交通運営協議会
根拠法令等	<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）</u> *道路運送法施行規則分も引き継ぐ	道路運送法施行規則（第9条の3）
主宰者	雫石町	雫石町
目的	(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2)町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3)計画の策定及び変更の協議に関する事項 (4)計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5)計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (6)協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項	(1)雫石町内における一般乗合旅客自動車運送事業の輸送サービス等に関する事項 (2)市町村運営有償運送の必要性及び輸送サービスの範囲、形態並びに旅客から収受する対価等に関する事項 (3)過疎地有償運送の必要性及び輸送サービスの範囲、形態並びに旅客から収受する対価等に関する事項 (4)協議会の運営方法その他雫石町内の生活交通の確保対策に関し、必要と認められる事項
対象となる交通モード	<u>多様な交通モード</u>	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）
構成員	[区分] (1)副町長 (2)一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表から推薦された者 (3)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表から推薦された者 (4)住民又は利用者の代表 (5)国及び県の関係行政機関の職員 (6)鉄道事業者から推薦された者 (7)道路管理者又は道路管理者が指定する者 (8)学識経験者 (9)その他町長が必要と認める者 *必要に応じ分科会を設置 検討会をそのまま分科会に位置付け	[区分] (1)副町長 (2)雫石町を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者 (3)一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 (4)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体 (5)住民又は利用者代表 (6)国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する者 (7)学識経験者 (8)岩手県警察 (9)盛岡広域振興局経営企画部長又はその指名する者 (10)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの



### (3) 策定の経緯

#### ①協議会開催経過及び概要

令和2年7月29日 令和2年度第1回協議会（委嘱状交付・趣旨説明・協議）

協議内容：協議会年間事業計画・予算について／計画策定の進め方について

令和2年11月17日 令和2年度第2回協議会（協議）

協議内容：協議会補正予算について／計画の内容及び進め方について

令和3年2月3日 令和2年度第3回協議会（協議）

協議内容：計画（案）について

令和3年3月19日 令和2年度第4回協議会（書面協議）

協議内容：計画（案）について

令和3年4月14日 令和3年度第1回協議会（協議）

協議内容：計画（修正案）について／計画に基づく施策の取り組み予定について

#### ②分科会開催経過及び概要

令和2年7月29日 令和2年度第1回分科会（意見交換）

内容：計画策定の進め方等に関する意見交換

令和3年1月12日 令和2年度第2回分科会（報告・ワークショップ）

内容：現状と課題を踏まえた施策の整理と確認

※成果は計画書第4章中の具体的な施策内容に反映

令和3年4月14日 令和3年度第1回分科会（意見交換）

内容：計画に基づく施策とその取り組みに関する意見交換

#### ③パブリックコメント

令和3年2月8日～3月5日

パブリックコメント実施（町ホームページ、役場、中央公民館、地区公民館）

※意見等0件

#### ④町政策方針会議

令和3年3月24日 令和2年度第8回政策方針会議

協議内容：計画（案）について

令和3年5月18日 令和3年度第2回政策方針会議

協議内容：計画（修正案）について

## 5. 雫石町地域公共交通活性化協議会設置要綱

○雫石町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和2年6月29日告示第79号

(設置)

**第1条** 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の向上を目的とし、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、雫石町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画に位置付られた事業の実施に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

**第3条** 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、町長がこれを委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表から推薦された者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表から推薦された者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国及び県の関係行政機関の職員
- (6) 鉄道事業者から推薦された者
- (7) 道路管理者又は道路管理者が指定する者
- (8) 学識経験者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱又は任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は互選により選出し、副会長は委員の中から、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が出席できない場合は、代理出席者を立てることができるものとする。その際は、代理出席した者が全権を委任されたものとする。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開する。
- 6 会議の議事録は、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要をもってこれに代えることができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 8 議事について直接の利害関係を有する委員は、その採決に加わることはできない。

(書面協議に関する取扱い)

**第7条** 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による賛否を求めて、協議会の決議に代えることができる。

- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
  - (2) 緊急の決議を要するとき又は会議の招集若しくは成立が困難なとき。
  - (3) 前2号に掲げるときのほか会長が軽微な事案と認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
  - 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

**第8条** 協議会において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

**第9条** 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

**第10条** 協議会に監事2人を置く。

- 2 監事は、第3条に定める委員のうちから会長が任命する。
- 3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(事務局)

**第11条** 協議会の事務局は、雫石町役場に置くものとし、事務局の庶務は、雫石町行政組織について定める町規則の規定により公共交通政策の推進及び調整に関することを所掌する課において処理する。

- 2 事務局長は、前項に規定する課の課長をもって充て、事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

(事業年度)

**第12条** 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

**第13条** 協議会の運営に要する経費は、国からの補助金、関係機関の負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項等)

**第14条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項並びに歳入及び歳出その他事務に係る決裁について必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第15条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。  
(雫石町地域公共交通運営協議会設置要綱等の廃止)
- 2 雫石町地域公共交通運営協議会設置要綱（平成19年雫石町告示第89号）及び雫石町地域公共交通対策検討会設置要綱（令和元年雫石町告示第102号）は、廃止する。  
(委員の委嘱及び任命)
- 3 この告示の施行の際、現に廃止前の雫石町地域公共交通運営協議会設置要綱及び雫石町地域公共交通対策検討会設置要綱の規定に基づき委嘱又は任命された雫石町地域公共交通運営協議会及び雫石町地域公共交通対策検討会の委員である者は、この告示の規定により委嘱又は任命された雫石町地域公共交通活性化協議会の委員とみなす。  
(委員の任期の特例)
- 4 前項に規定する委員及びこの告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。  
(準備行為)
- 5 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

## 6. 雫石町地域公共交通活性化協議会 委員等名簿（敬称略・令和3年4月14日現在）

### (1) 雫石町地域公共交通活性化協議会委員

役職	氏名	所属	職名	要綱に定める区分
会長	宇佐美 誠 史	公立大学法人 岩手県立大学 総合政策学部	准教授	学識経験者
副会長	土 橋 幸 男	雫石商工会	会長	住民又は利用者の代表
副会長	佐々木 ユ カ	盛岡広域振興局経営企画部	特命参事兼企画推 進課長	国及び県の関係行政機関の職員
委員	若 林 武 文	雫石町	副町長	副町長
委員	山 下 剛 毅	岩手県交通株式会社	乗合自動車部次長	一般乗合旅客自動車運送事業者 その他の一般旅客自動車運送事 業者及びその組織する団体の代 表から推薦された者
委員	石 塚 俊 輝	有限会社雫石タクシー	運行管理者	
委員	伊 藤 純	公益社団法人岩手県バス協会	専務理事	
委員	佐 藤 利 樹	一般社団法人岩手県タクシー 協会	専務理事	
委員	樋 口 潤	岩手県交通運輸産業労働組合 協議会	執行委員	一般旅客自動車運送事業者の事 業用自動車の運転手が組織する 団体の代表から推薦された者
委員	安 達 松 治	雫石町老人クラブ連合会	会長	住民又は利用者の代表
委員	古 舘 裕 貴	雫石町PTA連絡協議会	会長	
委員	畠 山 操	雫石町ボランティア活動セン ター運営協議会	副会長	
委員	松 原 久 美	一般社団法人しずくいし観光 協会	理事長	
委員	岩 持 斗季子	雫石町教育委員会	教育長職務代理者	
委員	馬 場 真 也	国土交通省東北運輸局岩手運 輸支局	首席運輸企画専門 官（輸送部門）	国及び県の関係行政機関の職員
委員	小野寺 武 士	岩手県警察盛岡西警察署交通 課	課長	
委員	坂 本 正 勝	東日本旅客鉄道株式会社運輸 部	営業企画課副課長	鉄道事業者から推薦された者
委員	小野寺 哲	盛岡広域振興局土木部道路環 境課	課長	道路管理者又は道路管理者が指 定する者
委員	高 橋 恵	雫石町地域整備課	係長	住民又は利用者の代表
監事	柿 木 典 子	雫石町社会福祉協議会	常務理事	
監事	舩 澤 誠 一	一般財団法人雫石町体育協会	理事長	

### (2) 雫石町地域公共交通活性化協議会分科会委員

役職	氏名	所属・職名
会長	宇佐美 誠 史	公立大学法人 岩手県立大学総合政策学部 准教授
委員	柿 木 典 子	雫石町社会福祉協議会 常務理事
委員	畠 山 操	雫石町ボランティア活動センター運営協議会 副会長
委員	土 橋 幸 男	雫石商工会 会長
委員	松 原 久 美	一般社団法人しずくいし観光協会 理事長
委員	岩 持 斗季子	雫石町教育委員会 教育長職務代理者
委員	舩 澤 誠 一	一般財団法人雫石町体育協会 理事長

### (3) 雫石町地域公共交通活性化協議会事務局

役職	氏名	所属・職名
事務局長	柴 田 慈 幸	地域づくり推進課 課長
事務局員	岩 崎 千 穂	地域づくり推進課 課長補佐
	平 野 友 彦	地域づくり推進課 係長
	米 澤 稔 彦	地域づくり推進課 主査

### (4) 計画策定協力(オブザーバー)

氏名	所属
佐 藤 大 樹	岩手県立大学大学院総合政策研究科
高 橋 嶺 菜	岩手県立大学総合政策学部



## 雫石町地域公共交通計画

発行 令和3年5月

岩手県雫石町地域づくり推進課

〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

TEL 019-692-2111(代表)

FAX 019-692-1311

URL <http://www.town.shizukuishi.iwate.jp>